

議案第1号

令和5年度船橋市一般会計予算

令和5年度船橋市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ223,900,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表 債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表 地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、15,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和5年2月14日提出

船橋市長 松戸 徹

第1表 歳入歳出予算

歳 入		(単位：千円)
款	項	金 額
10	市税	106,894,300
	10 市民税	52,615,700
	15 固定資産税	39,397,300
	20 軽自動車税	732,700
	25 市たばこ税	3,768,000
	30 特別土地保有税	100
	32 入湯税	3,100
	35 事業所税	2,114,100
	40 都市計画税	8,263,300
15	地方譲与税	927,100
	12 地方揮発油譲与税	209,100
	15 自動車重量譲与税	626,100
	22 森林環境譲与税	68,300
	25 特別とん譲与税	23,600
	△ 地方道路譲与税	0
20	利子割交付金	47,100
	10 利子割交付金	47,100
21	配当割交付金	726,800
	10 配当割交付金	726,800
23	株式等譲渡所得割交付金	620,600
	10 株式等譲渡所得割交付金	620,600
24	地方消費税交付金	15,836,700
	10 地方消費税交付金	15,836,700
25	ゴルフ場利用税交付金	3,400
	10 ゴルフ場利用税交付金	3,400
26	法人事業税交付金	1,144,800
	10 法人事業税交付金	1,144,800
30	自動車取得税交付金	100
	10 自動車取得税交付金	100
31	環境性能割交付金	156,300
	10 環境性能割交付金	156,300
35	国有提供施設等所在市助 成交付金	200,000
	10 国有提供施設等所在市助 成交付金	200,000
37	地方特例交付金	759,500
	10 地方特例交付金	758,000
	30 新型コロナウイルス感染 症対策地方税減収補填特 別交付金	1,500
40	地方交付税	5,308,900

(単位：千円)

款	項	金額
	10 地方交付税	5,308,900
45 交通安全対策特別交付金		63,800
	10 交通安全対策特別交付金	63,800
50 分担金及び負担金		1,520,800
	10 負担金	1,520,800
55 使用料及び手数料		4,693,600
	10 使用料	3,067,910
	15 手数料	1,625,690
60 国庫支出金		42,797,900
	10 国庫負担金	36,981,130
	15 国庫補助金	5,690,550
	20 委託金	126,220
65 県支出金		16,293,700
	10 県負担金	10,992,510
	15 県補助金	3,962,780
	20 委託金	1,338,410
70 財産収入		456,500
	10 財産運用収入	392,280
	15 財産売払収入	64,220
75 寄附金		1,349,000
	10 寄附金	1,349,000
80 繰入金		4,865,800
	10 基金繰入金	4,678,200
	15 特別会計繰入金	187,600
85 繰越金		300,000
	10 繰越金	300,000
90 諸収入		9,204,800
	10 延滞金・加算金及び過料	196,290
	15 市預金利子	20
	20 貸付金元利収入	2,760,010
	25 受託事業収入	594,400
	30 収益事業収入	210,000
	35 雑入	5,444,080
95 市債		9,728,500
	10 市債	9,728,500
歳入	合計	223,900,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
10	議会費	984,500
	10 議会費	984,500
15	総務費	15,540,700
	10 総務管理費	11,890,860
	15 徴税費	1,654,700
	20 戸籍住民基本台帳費	1,287,120
	25 選挙費	532,260
	30 統計調査費	49,100
	35 監査委員費	126,660
20	民生費	103,707,800
	10 社会福祉費	39,073,800
	15 児童福祉費	47,070,980
	20 生活保護費	17,547,920
	25 災害救助費	15,100
25	衛生費	23,938,500
	10 保健衛生費	16,974,150
	15 清掃費	6,964,350
30	労働費	186,400
	10 労働諸費	186,400
35	農林水産業費	495,800
	10 農業費	392,760
	15 林業費	82,700
	20 水産業費	20,340
40	商工費	4,326,600
	10 商工費	4,326,600
45	土木費	22,847,700
	10 土木管理費	726,040
	15 道路橋りょう費	3,986,520
	20 河川費	1,861,400
	25 港湾費	24,150
	30 都市計画費	15,283,350
	35 住宅費	966,240
50	消防費	7,471,000
	10 消防費	7,471,000
55	教育費	25,922,200
	10 教育総務費	5,968,170
	15 小学校費	3,489,440
	20 中学校費	2,227,970
	25 高等学校費	1,357,070
	30 特別支援学校費	192,170
	35 社会教育費	5,214,580

(単位：千円)

款	項	金額
	40 保健体育費	7,472,800
65 公債費		18,178,800
	10 公債費	18,178,800
75 予備費		300,000
	10 予備費	300,000
歳出	合計	223,900,000

第2表 継続費

(単位:千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
15 総務費	10 総務管理費	津田沼連絡所 大規模改修事業	12,411	令和5年度	850
				令和6年度	11,561
45 土木費	30 都市計画費	都市計画道路 3・4・27号線 橋りょう新設事業	1,195,000	令和5年度	153,000
				令和6年度	530,500
				令和7年度	511,500
55 教育費	35 社会教育費	東部公民館 大規模改修事業	815,009	令和5年度	55,828
				令和6年度	759,181

第3表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
外国人総合相談窓口業務委託料	令和5年度～令和8年度	48,600千円
職員健康診断業務委託料	令和5年度～令和7年度	126,614千円
情報システム関連更新賃借料	令和5年度～令和11年度	3,428,784千円
データエントリー業務委託料	令和5年度～令和6年度	21,575千円
ICTコンサルティング業務委託料	令和5年度～令和7年度	75,900千円
土地家屋現況図システム導入業務委託料	令和5年度～令和9年度	373,663千円
納税通知書等作成業務委託料	令和5年度～令和7年度	257,534千円
課税データエントリー業務委託料	令和5年度～令和6年度	6,300千円
障害者等住宅整備資金貸付	令和5年度～令和6年度	6,976千円
老人福祉施設整備費補助金	令和5年度～令和6年度	1,003,000千円
介護用品支給業務委託料	令和5年度～令和8年度	416,012千円
子ども・子育て支援事業計画等策定業務委託料	令和5年度～令和6年度	4,749千円
子ども医療費申請書類審査等及び児童手当月例事務処理等業務委託料	令和5年度～令和8年度	224,725千円
児童育成料納付書等発送業務委託料	令和5年度～令和6年度	1,125千円
児童相談所建設工事費及び工事監理・設計意図伝達業務委託料	令和5年度～令和7年度	2,633,906千円
住宅等災害復旧資金利子補給	令和5年度～令和12年度	借受残高に年3.0パーセント以内の率を乗じた額

事 項	期 間	限 度 額
西浦処理場運転管理業務委託料	令和5年度～令和8年度	193,941千円
農業後継者対策資金利子補給	令和5年度～令和10年度	貸付残高に年5.5パーセント以内の率を乗じた額
農業近代化資金利子補給	令和5年度～令和25年度	融資残高に年3.0パーセント以内の率を乗じた額
農業災害復旧資金利子補給	令和5年度～令和10年度	貸付残高に年3.0パーセント以内の率を乗じた額
漁業近代化資金利子補給	令和5年度～令和8年度	貸付残高に年0.5パーセント以内の率を乗じた額
中小企業融資損失補填	令和5年度から償還完了まで	船橋市中小企業融資規則に基づく融資について、千葉県信用保証協会が金融機関に対し代位弁済した元金の2割以内に相当する額
舗装修繕及び道路排水整備費	令和5年度～令和6年度	190,000千円
運動公園体育館倉庫賃借料	令和5年度～令和10年度	15,120千円
公営住宅借上料	令和5年度～令和14年度	契約期間内における借上料
消防局庁舎建替工事設計業務委託料	令和5年度～令和6年度	100,972千円
教育情報セキュリティ外部監査業務委託料	令和5年度～令和8年度	11,540千円
プラネタリウム投映業務委託料	令和5年度～令和8年度	63,519千円
学校ICT支援業務委託料	令和5年度～令和7年度	337,815千円
外国語指導助手派遣業務委託料	令和5年度～令和7年度	570,445千円
豊富小学校スクールバス運行業務委託料	令和5年度～令和7年度	17,768千円
海神中学校校舎改築工事設計業務委託料	令和5年度～令和6年度	96,943千円

事 項	期 間	限 度 額
市民文化ホール・中央公民館改修 工事実施設計業務委託料	令和5年度～令和6年度	36,200千円
学校ネットパトロール業務委託料	令和5年度～令和8年度	3,549千円
小・中学校給食調理業務委託料(船 橋小学校ほか15校)	令和5年度～令和8年度	1,209,769千円
都市計画事業用地等買収費 (千葉県地方土地開発公社分)	令和5年度～令和9年度	元金808,590千円に利息を加えた額
千葉県地方土地開発公社事業に対 する損失補償	令和5年度～令和9年度	千葉県地方土地開発公社が船橋市 の債務負担行為に基づく事業資金と して、融資機関から借り受けた元金 及び利子並びに遅延利息の合計額

第4表 地方債

(単位:千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
庁舎改修事業	15,000	普通貸借又は証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	公的資金については、その融資条件による。銀行その他の資金については、債権者と協定する。
防災施設整備事業	34,400			
国家公務員宿舎跡地整備事業	8,100			
障害者福祉施設建設事業	150,000			
老人福祉施設建設事業	123,800			
児童福祉施設建設事業	181,900			
保育所建設事業	220,100			
災害援護資金貸付事業	2,500	普通貸借	無利子	災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)に定めるところによる。
保健センター建設事業	45,400	普通貸借又は証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	公的資金については、その融資条件による。銀行その他の資金については、債権者と協定する。
リハビリテーション病院建設事業	105,500			
動物愛護指導センター整備事業	3,900			
診療所建設事業	23,500			
ごみ運搬車整備事業	46,800			
し尿処理施設整備事業	29,100			
道路整備事業	1,056,800			
交通安全施設整備事業	150,800			
橋りょう整備事業	187,100			
河川整備事業	896,000			
港湾整備事業	19,300			
土地区画整理事業	1,345,600			
街路整備事業	319,000			
公園整備事業	551,400			
本町駐車場整備事業	186,000			

(単位:千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
東葉高速線請願駅整備事業	92,000	普通貸借又は証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	公的資金については、その融資条件による。銀行その他の資金については、債権者と協定する。
公営住宅ストック総合改善事業	99,300			
急傾斜地崩壊対策事業	8,700			
消防施設整備事業	1,152,900			
小学校建設事業	236,500			
中学校建設事業	130,900			
高等学校建設事業	169,800			
公民館建設事業	201,700			
図書館建設事業	136,500			
市民文化ホール整備事業	5,700			
市民ギャラリー整備事業	23,500			
茶華道センター整備事業	8,500			
文化財保存事業	11,500			
運動広場整備事業	12,300			
運動公園整備事業	219,900			
武道センター整備事業	16,800			
臨時財政対策	1,500,000			
計	9,728,500			

議案第2号

令和5年度船橋市国民健康保険事業特別会計予算

令和5年度船橋市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ51,914,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。
- (2) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和5年2月14日提出

船橋市長 松戸 徹

歳 出		(単位：千円)
款	項	金 額
10	総務費	866,900
	10 総務管理費	626,160
	15 徴収費	240,740
15	保険給付費	34,844,000
	10 療養諸費	30,353,180
	15 高額療養費	4,296,900
	17 移送費	350
	20 出産育児諸費	150,070
	25 葬祭諸費	36,000
	30 傷病手当金	7,500
21	国民健康保険事業費納付金	15,525,700
	10 医療給付費分	10,165,860
	15 後期高齢者支援金等分	3,952,510
	20 介護納付金分	1,407,330
25	共同事業拠出金	100
	10 共同事業拠出金	100
30	保健事業費	489,600
	10 保健事業費	15,950
	15 特定健康診査等事業費	473,650
35	諸支出金	87,700
	10 償還金及び還付加算金	87,700
40	予備費	100,000
	10 予備費	100,000
歳 出 合 計		51,914,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
国民健康保険被保険者証作成業務委託料	令和5年度～令和6年度	498千円
国民健康保険短期被保険者証更新通知書等作成業務委託料	令和5年度～令和6年度	383千円
国民健康保険料催告書作成業務委託料	令和5年度～令和6年度	416千円

議案第3号

令和5年度船橋市公共用地先行取得事業特別会計予算

令和5年度船橋市の公共用地先行取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ184,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和5年2月14日提出

船橋市長 松戸 徹

第1表 歳入歳出予算

歳 入		(単位：千円)	
款	項	金	額
10	繰入金		184,000
	10 繰入金		184,000
歳 入		合 計	184,000

歳 出		(単位：千円)	
款	項	金	額
15	公債費		182,800
	10 公債費		182,800
17	諸支出金		1,200
	10 繰出金		1,200
歳 出 合 計			184,000

議案第4号

令和5年度船橋市船橋駅南口市街地再開発事業特別会計予算

令和5年度船橋市の船橋駅南口市街地再開発事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ682,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和5年2月14日提出

船橋市長 松戸 徹

歳 出		(単位：千円)	
款	項	金	額
10 再開発事業費			295,200
	15 事業費		295,200
15 公債費			385,800
	10 公債費		385,800
20 予備費			1,000
	10 予備費		1,000
歳 出 合 計		682,000	

議案第5号

令和5年度船橋市介護保険事業特別会計予算

令和5年度船橋市の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ47,224,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。
- (2) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和5年2月14日提出

船橋市長 松戸 徹

第1表 歳入歳出予算

歳 入		(単位：千円)
款	項	金 額
10	介護保険料	9,786,500
	10 介護保険料	9,786,500
15	国庫支出金	10,523,400
	10 国庫負担金	8,073,530
	15 国庫補助金	2,449,870
20	支払基金交付金	12,348,800
	10 支払基金交付金	12,348,800
25	県支出金	6,527,800
	10 県負担金	6,316,830
	20 県補助金	210,970
30	財産収入	3,000
	10 財産運用収入	3,000
	△ 財産売払収入	0
40	繰入金	7,981,600
	10 他会計繰入金	7,363,120
	15 基金繰入金	618,480
50	諸収入	52,900
	10 延滞金・加算金及び過料	790
	15 市預金利子	10
	20 受託事業収入	1,200
	25 雑入	50,900
歳 入 合 計		47,224,000

歳 出		(単位：千円)
款	項	金 額
10	総務費	1,089,800
	10 総務管理費	673,260
	15 徴収費	32,370
	20 介護認定審査会費	384,170
15	保険給付費	44,282,100
	10 介護サービス等諸費	42,184,300
	15 高額介護サービス等費	1,187,400
	17 高額医療合算介護サービス等費	181,000
	20 特別給付費	4,000
	25 特定入所者介護サービス等費	725,400
22	地域支援事業費	1,642,200
	11 介護予防・生活支援サービス事業費	1,399,880
	12 一般介護予防事業費	72,800
	15 包括的支援事業・任意事業費	166,100
	20 その他諸費	3,420
30	基金積立金	3,000
	10 基金積立金	3,000
35	諸支出金	196,900
	10 償還金及び還付加算金	19,100
	20 災害臨時特例利用者負担額軽減支援費	2,000
	25 繰出金	175,800
40	予備費	10,000
	10 予備費	10,000
歳 出 合 計		47,224,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
介護保険料納入通知書等作成業務委託料	令和5年度～令和8年度	41,250千円
介護保険システム更新賃借料	令和5年度～令和7年度	23,760千円

議案第6号

令和5年度船橋市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

令和5年度船橋市の母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ111,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和5年2月14日提出

船橋市長 松戸 徹

第1表 歳入歳出予算

歳 入		(単位：千円)	
款	項	金	額
10	繰入金		1,100
	10 繰入金		1,100
20	繰越金		64,600
	10 繰越金		64,600
30	諸収入		45,300
	10 貸付金元利収入		43,950
	30 雑入		1,350
歳 入 合 計			111,000

議案第7号

令和5年度船橋市後期高齢者医療事業特別会計予算

令和5年度船橋市の後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9,148,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

令和5年2月14日提出

船橋市長 松戸 徹

歳 出		(単位：千円)	
款	項	金	額
10	総務費		165,800
	10 総務管理費		140,620
	15 徴収費		25,180
15	後期高齢者医療広域連合 納付金		8,946,700
	10 後期高齢者医療広域連合 納付金		8,946,700
20	諸支出金		25,500
	10 償還金及び還付加算金		25,500
25	予備費		10,000
	10 予備費		10,000
歳 出 合 計			9,148,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
後期高齢者医療保険料納入通知書 等作成業務委託料	令和5年度～令和6年度	356千円

議案第8号

令和5年度船橋市地方卸売市場事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度船橋市地方卸売市場事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 市場取扱量

ア 水産物	10,956	トン
イ 青果物	62,863	トン

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 市場事業収益	981,000 千円
第1項 営業収益	696,145 千円
第2項 営業外収益	284,755 千円
第3項 特別利益	100 千円
支 出	
第1款 市場事業費用	981,000 千円
第1項 営業費用	963,346 千円
第2項 営業外費用	12,554 千円
第3項 特別損失	100 千円
第4項 予備費	5,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額313,507千円は、減債積立金9,969千円、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額16,320千円及び過年度分損益勘定留保資金287,218千円で補填するものとする。)

収 入	
第1款 資本的収入	282,493 千円
第1項 企業債	237,000 千円
第2項 出資金	17,300 千円
第3項 補助金	28,193 千円

支 出

第1款 資本的支出	596,000 千円
第1項 建設改良費	549,313 千円
第2項 企業債償還金	46,687 千円
(企業債)	

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
地方卸売市場整備事業	237,000	普通貸借又は証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	公的資金については、その融資条件による。銀行その他の資金については、債権者と協定する。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用の間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 162,252 千円

(他会計からの補助金)

第9条 人件費等(課税仕入れ以外の支出)の助成を受けるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、226,000千円である。

令和5年2月14日提出

船橋市長 松戸 徹

議案第9号

令和5年度船橋市病院事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度船橋市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)	病	床	数	449床				
(2)	年	間	患	者	数			
		入	院	135,200人				
		外	来	235,995人				
(3)	1	日	平	均	患	者	数	
		入	院	369人				
		外	来	957人				

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入				
第1款	病	院	事	業	収	益	20,010,000千円
第1項	医	業	収	益	17,860,100千円		
第2項	医	業	外	収	益	2,063,400千円	
第3項	特	別	利	益	86,500千円		
		支	出				
第1款	病	院	事	業	費	用	20,010,000千円
第1項	医	業	費	用	19,720,000千円		
第2項	医	業	外	費	用	158,000千円	
第3項	特	別	損	失	102,000千円		
第4項	予	備	費	30,000千円			

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額879,000千円は、減債積立金448,300千円及び過年度分損益勘定留保資金430,700千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款	資 本 的 収 入	7,221,000千円
第1項	企 業 債	6,694,500千円
第2項	負 担 金	500,000千円
第3項	固 定 資 産 売 却 代 金	26,500千円

支 出

第1款	資 本 的 支 出	8,100,000千円
第1項	建 設 改 良 費	7,151,700千円
第2項	企 業 債 償 還 金	948,300千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
院 内 保 育 所 保 育 業 務 委 託 料	令和5年度～令和8年度	143,550
院 内 保 育 所 給 食 業 務 委 託 料	令和5年度～令和8年度	43,362
入院患者の食事提供業務 委 託 料 (管 理 費)	令和5年度～令和8年度	388,080
ベ ッ ド セ ン タ ー 業 務 委 託 料	令和5年度～令和8年度	37,620
物 流 セ ン タ ー 業 務 委 託 料	令和5年度～令和8年度	183,150
中 央 材 料 室 等 管 理 料 業 務 委 託 料	令和5年度～令和8年度	193,644
院 外 洗 濯 料 業 務 委 託 料	令和5年度～令和8年度	139,194
医 事 管 理 料 業 務 委 託 料	令和5年度～令和8年度	658,614
病棟看護事務補助者 派 遣 業 務 委 託 料	令和5年度～令和6年度	6,282

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
寝具類及び病衣等賃借料	令和5年度～令和8年度	141,980
新病院開院支援 業務委託料	令和5年度～令和9年度	150,100

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
医療機器 整備事業	211,900	普通貸借又 は証券発行	5.0%以内(ただし、 利率見直し方式で借り 入れる資金について、 利率の見直しを行った 後においては、当該見 直し後の利率)	公的資金については、 その融資条件による。 銀行その他の資金につ いては、債権者と協定 する。
新病院 整備事業	6,482,600			
計	6,694,500			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、400,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 医業費用と医業外費用の間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 9,900,030千円

(2) 交 際 費 250千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、5,545,330千円と定める。

(重要な資産の取得)

第11条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種類	名称	数量
土地	新病院建設用地	42,800m ²
器械備品	核医学診断装置	1式
	放射線治療計画装置	1式
	手術用顕微鏡	1式
	超音波画像診断装置	1式
	三次元マッピングシステム	1式
ソフトウェア	放射線治療情報管理システム	1式

令和5年2月14日提出

船橋市長 松戸 徹

議案第10号

令和5年度船橋市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度船橋市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)	処理区域内人口	588,943人
(2)	年間有収水量	55,595,571 ^m
(3)	主要な建設改良事業	
	管渠整備事業	5,427,551千円
	処理場整備事業	2,813,490千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入
第1款	下水道事業収益	17,413,382千円	
第1項	営業収益	11,775,809千円	
第2項	営業外収益	5,637,473千円	
第3項	特別利益	100千円	
		支	出
第1款	下水道事業費用	17,165,237千円	
第1項	営業費用	15,450,323千円	
第2項	営業外費用	1,664,814千円	
第3項	特別損失	100千円	
第4項	予備費	50,000千円	

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額6,801,272千円は、減債積立金492,837千円、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額257,322千円及び当年度分損益勘定留保資金6,051,113千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款	資 本 的 収 入	12,543,888千円
第1項	企 業 債	6,855,300千円
第2項	出 資 金	2,263,823千円
第3項	補 助 金	2,662,653千円
第4項	負 担 金	737,378千円
第5項	貸 付 金 償 還 金	23,734千円
第6項	そ の 他 資 本 的 収 入	1,000千円

支 出

第1款	資 本 的 支 出	19,345,160千円
第1項	建 設 改 良 費	9,507,930千円
第2項	企 業 債 償 還 金	9,761,130千円
第3項	貸 付 金	26,100千円
第4項	予 備 費	50,000千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額		
1	資本的支出	1 建設改良費	宮本ポンプ場 遠方監視制御 設備更新事業	357,709	令和5年度	127,800	
					令和6年度	229,909	
		西浦下水 処理場消化 設備更新事業	458,315	令和5年度	108,000		
				令和6年度	350,315		
				高瀬下水 処理場消毒 設備更新事業	127,743	令和5年度	45,480
						令和6年度	82,263

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
高瀬下水処理場 運転管理業務委託料	令和5年度～令和8年度	1,277,463
水道料金システム 機器更新負担金	令和5年度～令和9年度	69,820

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
受益者負担金システム 運用管理業務委託料	令和5年度～令和6年度	3,703
管 渠 布 設 等 費	令和5年度～令和6年度	369,000
公 営 企 業 会 計 シ ス テ ム 更 新 費	令和5年度～令和11年度	100,104

(企業債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下 水 道 事 業	6,855,300	普通貸借又は証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	公的資金については、その融資条件による。銀行その他の資金については、債権者と協定する。

(一時借入金)

第8条 一時借入金の限度額は、5,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第9条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用の間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第10条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費

811,259千円

(他会計からの補助金)

第11条 下水道事業運営のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、726,770千円である。

令和5年2月14日提出

船橋市長 松戸 徹

議案第11号

令和4年度船橋市一般会計補正予算

令和4年度船橋市の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,323,663千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ252,046,049千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(継続費の補正)

第2条 継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。

(繰越明許費の補正)

第3条 繰越明許費の追加は、「第3表 繰越明許費補正」による。

(地方債の補正)

第4条 地方債の追加及び変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和5年2月14日提出

船橋市長 松戸 徹

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
50 分担金及び負担金		1,401,100	16,000	1,417,100
	10 負担金	1,401,100	16,000	1,417,100
60 国庫支出金		55,685,576	432,821	56,118,397
	15 国庫補助金	17,046,803	432,821	17,479,624
70 財産収入		4,514,800	260,340	4,775,140
	15 財産売払収入	4,138,230	260,340	4,398,570
80 繰入金		6,241,588	1,823,857	8,065,445
	10 基金繰入金	6,241,588	1,823,857	8,065,445
90 諸収入		9,305,654	3,945	9,309,599
	35 雑入	5,677,334	3,945	5,681,279
95 市債		11,699,000	1,786,700	13,485,700
	10 市債	11,699,000	1,786,700	13,485,700
歳 入 合 計		247,722,386	4,323,663	252,046,049

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 議会費		976,000	△3,000	973,000
	10 議会費	976,000	△3,000	973,000
15 総務費		20,747,560	2,238,007	22,985,567
	10 総務管理費	17,114,930	2,242,007	19,356,937
	20 戸籍住民基本台帳費	1,430,870	△2,000	1,428,870
	30 統計調査費	40,830	△1,000	39,830
	35 監査委員費	126,930	△1,000	125,930
20 民生費		106,566,583	185,155	106,751,738
	10 社会福祉費	42,104,640	93,835	42,198,475
	15 児童福祉費	46,890,403	102,320	46,992,723
	20 生活保護費	17,556,230	△11,000	17,545,230
25 衛生費		38,555,717	△95,186	38,460,531
	10 保健衛生費	31,521,667	△77,186	31,444,481
	15 清掃費	7,034,050	△18,000	7,016,050
30 労働費		270,121	2,080	272,201
	10 労働諸費	270,121	2,080	272,201
35 農林水産業費		854,050	△20,000	834,050
	10 農業費	620,420	△19,000	601,420
	15 林業費	76,530	△1,000	75,530
40 商工費		6,153,332	△18,000	6,135,332
	10 商工費	6,153,332	△18,000	6,135,332
45 土木費		21,306,230	626,149	21,932,379
	10 土木管理費	787,630	△12,000	775,630
	15 道路橋りょう費	4,216,000	100,000	4,316,000
	20 河川費	1,695,110	464,895	2,160,005
	30 都市計画費	13,587,590	77,254	13,664,844
	35 住宅費	967,260	△4,000	963,260
50 消防費		6,704,480	△150,000	6,554,480
	10 消防費	6,704,480	△150,000	6,554,480
55 教育費		25,502,113	1,558,458	27,060,571
	10 教育総務費	5,913,829	△8,055	5,905,774
	15 小学校費	3,589,930	711,776	4,301,706
	20 中学校費	2,095,110	576,611	2,671,721
	25 高等学校費	1,396,797	△28,000	1,368,797
	30 特別支援学校費	188,130	28,748	216,878
	35 社会教育費	5,175,007	259,249	5,434,256
	40 保健体育費	7,143,310	18,129	7,161,439
歳 出 合 計		247,722,386	4,323,663	252,046,049

第2表 継続費補正

(変更)

(単位:千円)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
45 土木費	15 道路橋 りょう費	JR南船橋駅 南口道路及び 電線共同溝 整備事業	919,000	令和3年度	264,000	829,000	令和3年度	264,000
				令和4年度	389,000		令和4年度	448,000
				令和5年度	266,000		令和5年度	117,000

第3表 繰越明許費補正

(追加)

(単位:千円)

款	項	事業名	総額
15 総務費	10 総務管理費	防災推進事業	13,897
20 民生費	10 社会福祉費	介護給付事業	1,124
		老人福祉施設整備費等補助事業	48,000
		ケア・リハビリセンター整備事業	11,823
	15 児童福祉費	認可外保育施設事業	18,900
		心身障害児援護施設運営費補助事業	25,380
		放課後児童クラブ事業	900
		認定こども園運営費補助事業	6,520
		小規模保育事業	15,880
		簡易マザーズホーム管理運営事業	360
		保育所運営費補助事業	41,380
	25 衛生費	10 保健衛生費	ケア・リハビリセンター整備事業
45 土木費	15 道路橋りょう費	道路管理事業	6,000
		道路維持補修事業	343,663
		道路新設改良事業	250,274
		橋りょう維持事業	163,588
		交通安全施設整備事業	259,159
	20 河川費	準用河川整備事業	560,462
		普通河川整備事業	114,600
		排水機場整備事業	122,699
		排水路整備事業	10,604
		雨水流出抑制対策事業	106,000
		排水機場管理事業	49,159
		排水路管理事業	46,400
	護岸整備事業	7,000	
	25 港湾費	港湾整備費負担金	44,125
	30 都市計画費	地域づくり促進事業	154,589
		都市計画総務諸経費	2,500
		飯山満地区土地区画整理事業	419,082

(単位:千円)

款	項	事業名	総額
45 土木費	30 都市計画費	海老川上流地区土地区画整理事業	490,300
		都市計画道路整備事業	696,410
		既設公園整備事業	27,011
	35 住宅費	急傾斜地崩壊対策事業	41,300
55 教育費	10 教育総務費	教育課程指導事業	3,945
	15 小学校費	校舎整備事業	302,665
		体育館整備事業	178,984
		設備機器改修事業	173,998
		その他学校施設整備事業	56,129
	20 中学校費	校舎整備事業	212,451
		体育館整備事業	34,500
		設備機器改修事業	101,406
		その他学校施設整備事業	230,254
	30 特別支援学校費	施設整備事業	28,748

第4表 地方債補正

(追加)

(単位:千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
特別支援学校建設事業	20,000	普通貸借又は証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	公的資金については、その融資条件による。銀行その他の資金については、債権者と協定する。
公立学校施設災害復旧事業	100			

(変更)

(単位:千円)

起債の目的	限度額		
	補正前の額	補正額	計
保育所建設事業	182,000	46,900	228,900
看護専門学校建設事業	6,300	500	6,800
勤労市民センター整備事業	43,500	4,900	48,400
交通安全施設整備事業	480,800	277,400	758,200
橋りょう整備事業	208,500	36,000	244,500
河川整備事業	606,700	392,800	999,500
街路整備事業	424,300	50,300	474,600
本町駐車場整備事業	78,800	26,200	105,000
小学校建設事業	191,800	495,100	686,900
中学校建設事業	154,100	436,500	590,600

(単位:千円)

起債全体計	限度額		
	補正前の額	補正額	計
	11,699,000	1,786,700	13,485,700

議案第12号

令和4年度船橋市国民健康保険事業特別会計補正予算

令和4年度船橋市の国民健康保険事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ300,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51,126,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年2月14日提出

船橋市長 松戸 徹

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
25 県支出金		34,910,000	300,000	35,210,000
	10 県補助金	34,910,000	300,000	35,210,000
歳入合計		50,826,000	300,000	51,126,000

議案第13号

令和4年度船橋市介護保険事業特別会計補正予算

令和4年度船橋市の介護保険事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,132,183千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47,783,183千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年2月14日提出

船橋市長 松戸 徹

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		10,441,800	152,950	10,594,750
	10 国庫負担金	7,863,320	152,950	8,016,270
20 支払基金交付金		12,052,000	226,530	12,278,530
	10 支払基金交付金	12,052,000	226,530	12,278,530
25 県支出金		6,493,400	146,825	6,640,225
	10 県負担金	6,139,870	146,825	6,286,695
40 繰入金		7,851,600	312,695	8,164,295
	10 他会計繰入金	7,366,500	104,875	7,471,375
	15 基金繰入金	485,100	207,820	692,920
45 繰越金		0	293,183	293,183
	10 繰越金	0	293,183	293,183
歳 入 合 計		46,651,000	1,132,183	47,783,183

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 保険給付費		43,090,600	839,000	43,929,600
	10 介護サービス等諸費	41,042,000	839,000	41,881,000
35 諸支出金		21,100	293,183	314,283
	10 償還金及び還付加算金	19,100	293,183	312,283
合 計		46,651,000	1,132,183	47,783,183

議案第14号

令和4年度船橋市下水道事業会計補正予算

(総則)

第1条 令和4年度船橋市下水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(資本的収入及び支出の補正)

第2条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額7,001,995千円は、減債積立金438,929千円、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額357,559千円、過年度分損益勘定留保資金587,201千円及び当年度分損益勘定留保資金5,618,306千円で補填するものとする。）。

(科目)		(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入				
第1款	資本的収入	12,078,448千円	1,218,884千円	13,297,332千円
第1項	企業債	6,580,000千円	587,400千円	7,167,400千円
第3項	補助金	2,341,632千円	576,687千円	2,918,319千円
第4項	負担金	654,388千円	54,797千円	709,185千円
支 出				
第1款	資本的支出	19,080,222千円	1,219,105千円	20,299,327千円
第1項	建設改良費	8,536,220千円	1,219,105千円	9,755,325千円

(継続費の補正)

第3条 継続費の年割額を次のとおり変更する。

(単位：千円)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	上長津川 幹線管渠 築造事業	2,567,000	令和2年度	135,000	2,567,000	令和2年度	135,000
				令和3年度	2,286,000		令和3年度	2,286,000
				令和4年度	146,000		令和4年度	0
							令和5年度	112,000
							令和6年度	34,000

(単位：千円)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	西浦下水処理場棟業 処管理備事	4,212,400	令和2年度	101,662	4,212,400	令和2年度	101,662
				令和3年度	836,308		令和3年度	836,308
				令和4年度	945,000		令和4年度	1,646,377
				令和5年度	2,329,430		令和5年度	1,628,053
		西浦下水処理場 雨水沈殿池 設備更新事業	252,604	令和3年度	34,560	252,604	令和3年度	34,560
				令和4年度	153,570		令和4年度	174,170
				令和5年度	64,474		令和5年度	43,874
		高瀬下水処理場 汚泥処理中央監視 設備更新事業	210,980	令和3年度	49,500	210,980	令和3年度	49,500
				令和4年度	90,800		令和4年度	95,534
				令和5年度	70,680		令和5年度	65,946
		高瀬下水処理場 中央監視 設備更新事業	948,310	令和3年度	149,100	948,310	令和3年度	149,100
				令和4年度	299,190		令和4年度	545,706
				令和5年度	500,020		令和5年度	253,504

(企業債の補正)

第4条 予算第6条に定めた起債の限度額を次のとおり補正する。

(単位：千円)

起債の目的	限度額		
	補正前の額	補正額	計
下水道事業	6,580,000	587,400	7,167,400

令和5年2月14日提出

船橋市長 松戸 徹

議案第15号

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年2月14日提出

船橋市長 松戸 徹

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

一般職の職員の給与に関する条例（昭和27年船橋市条例第21号）の一部を次のように改正する。

改正後				改正前																																							
<p>(特殊勤務手当)</p> <p>第22条 著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他著しく特殊な業務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと思認められるものに従事する職員(第27条第1項の規定に基づく規則で指定する職を占める職員(消防職員及び医療職給料表の適用を受ける職員を除く。))を除く。))には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>別表第4 (表の部分略)</p> <p>備考 この表は、<u>健康福祉局</u>に勤務する医師に適用する。</p> <p>別表第8</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th colspan="2">種類</th> <th>支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>行政</td> <td colspan="2">(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>職給</td> <td>保</td> <td>児童相談所</td> <td>日額 1,500円以</td> </tr> <tr> <td>料表</td> <td>健</td> <td>の業務に係</td> <td>内</td> </tr> </tbody> </table>				区分	種類		支給額	行政	(略)		(略)	職給	保	児童相談所	日額 1,500円以	料表	健	の業務に係	内	<p>(特殊勤務手当)</p> <p>第22条 著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他著しく特殊な業務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと思認められるものに従事する職員(第27条第1項の規定に基づく規則で指定する職を占める職員(医療職給料表の適用を受ける職員を除く。))を除く。))には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>別表第4 (表の部分略)</p> <p>備考 この表は、<u>保健所</u>に勤務する医師に適用する。</p> <p>別表第8</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th colspan="2">種類</th> <th colspan="2">支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>行政</td> <td colspan="2">(略)</td> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td>職給</td> <td colspan="2">保健福祉手当</td> <td>月額と</td> <td>月額</td> </tr> <tr> <td>料表</td> <td colspan="2"></td> <td>日額の</td> <td>5,500</td> </tr> </tbody> </table>				区分	種類		支給額		行政	(略)		(略)		職給	保健福祉手当		月額と	月額	料表			日額の	5,500
区分	種類		支給額																																								
行政	(略)		(略)																																								
職給	保	児童相談所	日額 1,500円以																																								
料表	健	の業務に係	内																																								
区分	種類		支給額																																								
行政	(略)		(略)																																								
職給	保健福祉手当		月額と	月額																																							
料表			日額の	5,500																																							

適用者	福祉手当	る研修	勤務1回 3,550 円以内		適用者	合計額	円以内	
		その他の業務	月額と	月額		5,500	日額	420円
			日額の	合計額		円以内		以内
			5,500	日額		420円		以内
		円以内						
		(略)	(略)			(略)	(略)	
(略)		(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

理 由

児童相談所への職員研修派遣に係る保健福祉手当等について、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第16号

船橋市行政組織条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年2月14日提出

船橋市長 松戸 徹

船橋市行政組織条例の一部を改正する条例

船橋市行政組織条例（昭和46年船橋市条例第37号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 (各号列記以外の部分略)</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(6) (略)</u></p> <p><u>(7) 高齢者福祉部</u></p> <p><u>(8) 健康部</u></p> <p><u>(9) こども家庭部</u></p> <p><u>(10)～(16) (略)</u></p> <p>2 前項第6号から<u>第9号</u>までに規定する部の分掌事務を効果的に処理するため、健康福祉局を置く。</p> <p>3 <u>第1項第12号</u>から<u>第16号</u>までに規定する部の分掌事務を効果的に処理するため、建設局を置く。 (分掌事務)</p> <p>第2条 (各号列記以外の部分略)</p> <p>(1)～(5) (略)</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 (各号列記以外の部分略)</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(6) 健康・高齢部</u></p> <p><u>(7) (略)</u></p> <p><u>(8) 子育て支援部</u></p> <p><u>(9)～(15) (略)</u></p> <p>2 前項第6号から<u>第8号</u>までに規定する部の分掌事務を効果的に処理するため、健康福祉局を置く。</p> <p>3 <u>第1項第11号</u>から<u>第15号</u>までに規定する部の分掌事務を効果的に処理するため、建設局を置く。 (分掌事務)</p> <p>第2条 (各号列記以外の部分略)</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(6) 健康・高齢部</u></p> <p><u>ア 市民の健康に関すること。</u></p> <p><u>イ 国民健康保険、国民年金及び介護保険に関すること。</u></p>

<p>(6) (略)</p> <p>(7) <u>高齢者福祉部</u></p> <p>ア <u>高齢者福祉に関すること。</u></p> <p>イ <u>介護保険に関すること。</u></p> <p>(8) <u>健康部</u></p> <p>ア <u>市民の健康に関すること。</u></p> <p>イ <u>国民健康保険及び国民年金に関すること。</u></p> <p>ウ <u>保健所に関すること。</u></p> <p>(9) <u>こども家庭部</u></p> <p>ア及びイ (略)</p> <p>(10)～(16) (略)</p>	<p>ウ <u>高齢者福祉に関すること。</u></p> <p>エ <u>保健所に関すること。</u></p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) <u>子育て支援部</u></p> <p>ア及びイ (略)</p> <p>(9)～(15) (略)</p>
--	--

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

理 由

行政の効率的な執行を図るため、行政組織を整備する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第17号

船橋市職員定数条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年2月14日提出

船橋市長 松 戸 徹

船橋市職員定数条例の一部を改正する条例

船橋市職員定数条例（昭和35年船橋市条例第16号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(職員の定数) 第2条（各号列記以外の部分略） （1）市長の事務部局の職員 <u>3,080</u> 人 （2）（略） （3）病院事業の職員 <u>1,000</u> 人 （4）～（9）（略） 2（略）	(職員の定数) 第2条（各号列記以外の部分略） （1）市長の事務部局の職員 <u>2,964</u> 人 （2）（略） （3）病院事業の職員 <u>900</u> 人 （4）～（9）（略） 2（略）

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

理 由

市長の事務部局及び医療センターの業務の充実を図るため、職員定数を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第18号

船橋市精神障害者入院医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年2月14日提出

船橋市長 松戸 徹

船橋市精神障害者入院医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

船橋市精神障害者入院医療費の助成に関する条例（昭和55年船橋市条例第6号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(定義) 第2条（各号列記以外の部分略） (1) 精神障害者 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第5条第1項に規定する精神障害者をいう。 (2) (略)	(定義) 第2条（各号列記以外の部分略） (1) 精神障害者 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第5条に規定する精神障害者をいう。 (2) (略)

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

理 由

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正に伴い、規定の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第19号

船橋市重度心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年2月14日提出

船橋市長 松戸 徹

船橋市重度心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

船橋市重度心身障害者医療費の助成に関する条例（昭和55年船橋市条例第7号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(定義) 第2条（各号列記以外の部分略） (1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号) 第12条第3項に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第12条第2項に規定する知的障害者更生相談所において重度以上の知的障害と判定された者 (2)及び(3)（略）	(定義) 第2条（各号列記以外の部分略） (1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号) 第12条第2項に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第12条第2項に規定する知的障害者更生相談所において重度以上の知的障害と判定された者 (2)及び(3)（略）

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

理 由

児童福祉法の一部改正に伴い、規定の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第20号

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように制定する。

令和5年2月14日提出

船橋市長 松 戸 徹

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(船橋市簡易マザーズホーム条例の一部改正)

第1条 船橋市簡易マザーズホーム条例(昭和59年船橋市条例第12号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(使用料) 第4条 児童発達支援を受けた者の保護者(法第21条の5の3第1項の障害児通所給付費の支給に係る者に限る。)は、同条第2項第1号に規定する <u>内閣総理大臣</u> が定める基準により算定した費用の額の使用料を支払わなければならない。	(使用料) 第4条 児童発達支援を受けた者の保護者(法第21条の5の3第1項の障害児通所給付費の支給に係る者に限る。)は、同条第2項第1号に規定する <u>厚生労働大臣</u> が定める基準により算定した費用の額の使用料を支払わなければならない。

(船橋市身体障害者福祉作業所条例の一部改正)

第2条 船橋市身体障害者福祉作業所条例(平成5年船橋市条例第17号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(使用料) 第5条 生活介護を受けた者(法第29条第1項の介護給付費の支給に係る者に限る。)は、同項に規定する <u>主務省令</u> で定める費用で市長が定める額及び同条第3項第1号に	(使用料) 第5条 生活介護を受けた者(法第29条第1項の介護給付費の支給に係る者に限る。)は、同項に規定する <u>厚生労働省令</u> で定める費用で市長が定める額及び同条第3項第1

規定する主務大臣が定める基準により算定した費用の額の使用料を支払わなければならない。

号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の使用料を支払わなければならない。

(船橋市障害者授産施設条例の一部改正)

第3条 船橋市障害者授産施設条例(平成16年船橋市条例第17号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(利用料)</p> <p>第12条 利用者は、利用料として法第29条第1項に規定する<u>主務省令</u>で定める費用で指定管理者が市長の承認を得て定めた額及び同条第3項第1号に規定する<u>主務大臣</u>が定める基準により算定した費用の額を指定管理者に支払わなければならない。</p>	<p>(利用料)</p> <p>第12条 利用者は、利用料として法第29条第1項に規定する<u>厚生労働省令</u>で定める費用で指定管理者が市長の承認を得て定めた額及び同条第3項第1号に規定する<u>厚生労働大臣</u>が定める基準により算定した費用の額を指定管理者に支払わなければならない。</p>

(船橋市地域活動支援センター条例の一部改正)

第4条 船橋市地域活動支援センター条例(平成17年船橋市条例第13号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(利用料)</p> <p>第13条 (各号列記以外の部分略)</p> <p>(1) 法第51条の14第1項の地域相談支援給付費の支給に係る者 同条第3項に規定する<u>主務大臣</u>が定める基準により算定した費用の額</p> <p>(2) 法第51条の15第1項の特例地域相談支援給付費の支給に係る者 同条第2項に規定する<u>主務大臣</u>が定める基準により算定した費用の額を基準として、市町村長が定める額</p> <p>(3) 法第51条の17第1項の計画相談支援給付費の支給に係る者 同条第2項に規定する<u>主務大臣</u>が定める基準により算定した費用の額</p>	<p>(利用料)</p> <p>第13条 (各号列記以外の部分略)</p> <p>(1) 法第51条の14第1項の地域相談支援給付費の支給に係る者 同条第3項に規定する<u>厚生労働大臣</u>が定める基準により算定した費用の額</p> <p>(2) 法第51条の15第1項の特例地域相談支援給付費の支給に係る者 同条第2項に規定する<u>厚生労働大臣</u>が定める基準により算定した費用の額を基準として、市町村長が定める額</p> <p>(3) 法第51条の17第1項の計画相談支援給付費の支給に係る者 同条第2項に規定する<u>厚生労働大臣</u>が定める基準により算定した費用の額</p>

(船橋市障害者支援施設条例の一部改正)

第5条 船橋市障害者支援施設条例(平成17年船橋市条例第20号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(利用料)</p> <p>第10条 利用者又はその保護者(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条に規定する保護者をいう。)は、利用料として法第29条第1項に規定する<u>主務省令</u>で定める費用で指定管理者が市長の承認を得て定めた額及び同条第3項第1号に規定する<u>主務大臣</u>が定める基準により算定した費用の額を指定管理者に支払わなければならない。</p>	<p>(利用料)</p> <p>第10条 利用者又はその保護者(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条に規定する保護者をいう。)は、利用料として法第29条第1項に規定する<u>厚生労働省令</u>で定める費用で指定管理者が市長の承認を得て定めた額及び同条第3項第1号に規定する<u>厚生労働大臣</u>が定める基準により算定した費用の額を指定管理者に支払わなければならない。</p>

(船橋市こども発達相談センター条例の一部改正)

第6条 船橋市こども発達相談センター条例(平成17年船橋市条例第21号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(使用料)</p> <p>第4条 児童発達支援を受けた者の保護者(法第21条の5の3第1項の障害児通所給付費の支給に係る者に限る。)は、同条第2項第1号に規定する<u>内閣総理大臣</u>が定める基準により算定した費用の額の使用料を支払わなければならない。</p>	<p>(使用料)</p> <p>第4条 児童発達支援を受けた者の保護者(法第21条の5の3第1項の障害児通所給付費の支給に係る者に限る。)は、同条第2項第1号に規定する<u>厚生労働大臣</u>が定める基準により算定した費用の額の使用料を支払わなければならない。</p>

(船橋市子ども・子育て会議条例の一部改正)

第7条 船橋市子ども・子育て会議条例(平成25年船橋市条例第25号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第<u>72</u>条第1項の規定に基づき、船橋市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 子ども・子育て会議は、法第<u>72</u>条第1項各号に掲げる事務その他これらに関連する事務を処理する。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第<u>77</u>条第1項の規定に基づき、船橋市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 子ども・子育て会議は、法第<u>77</u>条第1項各号に掲げる事務その他これらに関連する事務を処理する。</p>

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

理 由

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、規定の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第21号

船橋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のように制定する。

令和5年2月14日提出

船橋市長 松 戸 徹

船橋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

船橋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年船橋市条例第70号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第45条第1項の規定に基づき、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、「児童福祉施設」とは、法第7条第1項に規定する児童福祉施設のうち、助産施設、母子生活支援施設及び保育所をいう。

2 前項に定めるもののほか、この条例における用語の意義は、法及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「府令」という。）の例による。

（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準）

第3条 法第45条第1項の規定に基づき条例で定める基準は、次条及び附則第2項から第4項までに定めるもののほか、府令に定める基準の例による。

（保育所の設備の面積）

第4条 保育所の乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は満2歳に満たない幼児1人につき4.95平方メートル以上とする。

2 保育所の保育室及び遊戯室の面積を合算した面積は満2歳以上の幼児1人につき3.

0平方メートル以上とし、屋外遊戯場（保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。以下同じ。）の面積は満2歳以上の幼児1人につき3.3平方メートル以上とする。

（委任）

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 平成25年4月1日において現に存する保育所に係る設備の基準については、第4条の規定にかかわらず、府令第32条第2号、第3号及び第6号の規定によることができる。

（保育所の設備の面積に係る基準の特例）

3 保育所における乳児又は幼児の受入れの体制その他の事情を考慮して市長が適当と認めるときは、保育所の設備の面積に係る基準（屋外遊戯場の面積に係る基準を除く。）は、当分の間、第4条の規定にかかわらず、次に掲げる基準によることができる。ただし、同条の規定を適用した場合に、法第39条第1項に規定する利用定員の数に満たない保育所にあつては、適用しない。

(1) 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は満2歳に満たない幼児1人につき3.3平方メートル以上とすること。

(2) 保育室又は遊戯室の面積は、満2歳以上の幼児1人につき1.98平方メートル以上とすること。

4 市長は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第61条第1項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとする場合において、保育の提供への需要その他の状況を勘案し、必要があると認めるときは、前項の規定について必要な措置を講ずるものとする。

理 由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正及び規定方法の見直しに伴い、所要の定めをする必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第 2 2 号

船橋市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例を次のように制定する。

令和 5 年 2 月 1 4 日提出

船 橋 市 長 松 戸 徹

船橋市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例

船橋市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年船橋市条例第 3 5 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 1 8 年法律第 7 7 号。以下「法」という。）第 1 3 条第 1 項の規定に基づき、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この条例における用語の意義は、法及び幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成 2 6 年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第 1 号。以下「命令」という。）の例による。

（幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準）

第 3 条 法第 1 3 条第 1 項の規定に基づき条例で定める基準は、次条から第 6 条まで及び附則第 2 項から第 5 項までに定めるもののほか、命令に定める基準の例による。

（学級の編制）

第 4 条 前条の規定によりその例によることとされる命令第 4 条第 2 項の規定の適用については、同項中「3 5 人以下」とあるのは、「3 5 人以下（満 4 歳に達する日以後の最初

の3月31日までの間にある園児の学級にあつては、30人以下)」とする。

(園舎の面積)

第5条 園舎の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上とする。

(1) 命令第6条第6項第1号に掲げる面積

(2) 満3歳未満の園児数に応じ、次条の規定により算定した面積

(設備の面積)

第6条 次の各号に掲げる設備の面積は、当該各号に定める面積以上とする。

(1) 乳児室又はほふく室の面積 4.95平方メートルに満2歳未満の園児数を乗じて得た面積

(2) 保育室及び遊戯室の面積を合算した面積 3.0平方メートルに満2歳以上の園児数を乗じて得た面積

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(幼保連携型認定こども園の設置に係る特例)

2 平成27年4月1日の前日において現に幼稚園（その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。）を設置している者が、当該幼稚園を廃止し、当該幼稚園と同一の所在場所において、当該幼稚園の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園に係る設備の面積については、当分の間、第6条の規定にかかわらず、乳児室又はほふく室の面積は、満2歳未満の園児1人につき4.95平方メートル以上とする。

3 平成27年4月1日の前日において現に保育所（その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。）を設置している者が、当該保育所を廃止し、当該保育所と同一の所在場所において、当該保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園に係る園舎の面積については、当分の間、第5条の規定にかかわらず、満3歳以上の園児数に応じ、第6条の規定により算定した面積に第5条第2号に掲げる面積を合算した面積以上とする。

(幼保連携型認定こども園の設備の面積に係る基準の特例)

4 幼保連携型認定こども園における園児の受入れの体制その他の事情を考慮して市長が
適当と認めるときは、次の各号に掲げる設備の面積は、当分の間、第6条の規定にかか
わらず、当該各号に掲げる面積以上とすることができる。

(1) 乳児室又はほふく室の面積 3.3平方メートルに満2歳未満の園児数を乗じて得
た面積

(2) 保育室又は遊戯室の面積 1.98平方メートルに満2歳以上の園児数を乗じて得
た面積

5 市長は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第61条第1項に規定す
る市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとする場合において、教
育及び保育の提供への需要その他の状況を勘案し、必要があると認めるときは、前項の
規定について必要な措置を講ずるものとする。

理 由

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部改正及
び規定方法の見直しに伴い、所要の定めをする必要がある。これが、この条例案を提出す
る理由である。

議案第23号

船橋市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例を次のように制定する。

令和5年2月14日提出

船橋市長 松戸 徹

船橋市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例

船橋市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例（平成31年船橋市条例第10号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）第3条第1項及び第3項の規定に基づき、幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において「認定こども園」とは、法第2条第6項に規定する認定こども園のうち、法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設をいう。

2 この条例において「子ども」とは、認定こども園に在園する子どもをいう。

3 前2項に定めるもののほか、この条例における用語の意義は、法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第2号。以下「告示」という。）の例による。

（幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の

要件)

第3条 法第3条第1項及び第3項の規定に基づき条例で定める要件は、次条から第6条まで及び附則第2項から第4項までに定めるもののほか、法第3条第2項各号及び第4項各号並びに告示に定める基準の例による。

(職員配置)

第4条 前条の規定によりその例によることとされる告示第2の2の規定の適用については、告示第2の2中「35人以下」とあるのは、「35人以下（満4歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子どもの学級にあつては、30人以下）」とする。

2 認定こども園には、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する認定こども園にあつては、調理員を置かないことができる。

(施設設備)

第5条 認定こども園の園舎の面積（満3歳未満の子どもの保育を行う場合にあつては、満2歳以上満3歳未満の子どもの保育の用に供する保育室、遊戯室その他の施設設備の面積及び満2歳未満の子どもの保育の用に供する乳児室、ほふく室その他の施設設備の面積を除く。第3項ただし書において同じ。）は、告示第4の2の表に掲げる基準を満たさなければならない。ただし、既存施設が保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であつて、同項本文（満2歳未満の子どもの保育を行う場合にあつては、同項本文及び第4項）に規定する基準を満たすときは、この限りでない。

2 認定こども園には、次に掲げる設備を備えなければならない。ただし、特別の事情があるときは、保育室と遊戯室とは、兼用することができる。

- (1) 保育室
- (2) 遊戯室
- (3) 乳児室又はほふく室（満2歳未満の子どもの保育を行う場合に限る。）
- (4) 屋外遊戯場
- (5) 調理室
- (6) 医務室（満2歳未満の子どもの保育を行う場合に限る。）
- (7) 便所

3 保育室及び遊戯室の面積を合算した面積は、満2歳以上の子ども1人につき3.0平方メートル以上でなければならない。ただし、満3歳以上の子どもについては、既存施設が幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であつて、

その園舎の面積が第1項本文に掲げる基準を満たすときは、この限りでない。

- 4 乳児室又はほふく室の面積は、満2歳未満の子ども1人につき4.95平方メートル以上でなければならない。
- 5 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「府令」という。）第32条第8号の規定は、告示第1の1の2イ及びロに規定する幼稚園型認定こども園を構成する保育機能施設並びに地方裁量型認定こども園について準用する。

（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の準用）

第6条 府令第4条、第5条第1項、第2項及び第4項、第9条、第11条（第1項及び第4項ただし書を除く。）、第14条の2、第14条の3（第2項及び第4項を除く。）並びに第36条の規定は、認定こども園について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる府令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える府令の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第14条の3第1項	援助	教育及び保育（満3歳未満の子どもについては、その保育。以下同じ。）並びに子育ての支援
第14条の3第3項	援助に関し、当該措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは保育の提供若しくは法第24条第5項若しくは第6項の規定による措置に係る	教育及び保育並びに子育ての支援について、
第36条	保育の	教育及び保育の

（委任）

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成31年4月1日の前日において現に設置されている認定こども園の設備の面積に係る基準は、第5条第3項本文及び第4項の規定にかかわらず、次に掲げる基準によることができる。

(1) 保育室又は遊戯室の面積は、満2歳以上の子ども1人につき1.98平方メートル以上とすること。

(2) 乳児室又はほふく室の面積は、満2歳未満の子ども1人につき3.3平方メートル以上とすること。

(認定こども園の設備の面積に係る基準の特例)

3 認定こども園における子どもの受入れの体制その他の事情を考慮して市長が適当と認めるときは、認定こども園の設備の面積に係る基準は、当分の間、第5条第3項本文及び第4項の規定にかかわらず、次に掲げる基準によることができる。ただし、同条第3項本文及び第4項の規定を適用した場合に、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）第4条に規定する利用定員の数に満たない認定こども園にあつては、適用しない。

(1) 保育室又は遊戯室の面積は、満2歳以上の子ども1人につき1.98平方メートル以上とすること。

(2) 乳児室又はほふく室の面積は、満2歳未満の子ども1人につき3.3平方メートル以上とすること。

4 市長は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第61条第1項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとする場合において、教育及び保育の提供への需要その他の状況を勘案し、必要があると認めるときは、前項の規定について必要な措置を講ずるものとする。

理 由

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設定及び運営に関する基準の一部改正及び規定方法の見直しに伴い、所要の定めをする必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第24号

船橋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を次のように制定する。

令和5年2月14日提出

船橋市長 松 戸 徹

船橋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

船橋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年船橋市条例第32号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第34条第2項及び第46条第2項の規定に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、法及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号。以下「府令」という。）の例による。

（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準）

第3条 法第34条第2項及び第46条第2項の規定に基づき条例で定める基準は、府令に定める基準の例による。

（委任）

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

理 由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正及び規定方法の見直しに伴い、所要の定めをする必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第25号

船橋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のように制定する。

令和5年2月14日提出

船橋市長 松戸 徹

船橋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

船橋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年船橋市条例第33号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定に基づき、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、法及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号。以下「府令」という。）の例による。

（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準）

第3条 法第34条の16第1項の規定に基づき条例で定める基準は、次条及び第5条に定めるもののほか、府令に定める基準の例による。

（最低基準の向上）

第4条 前条の規定によりその例によることとされる府令第3条第1項の規定の適用については、同項中「その管理に属する法第8条第4項に規定する市町村児童福祉審議会を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者」とあるのは、「船橋市社会福祉審議会条例（平成14年船橋市条例第56号）第1条に規定する船橋市社会福祉審議会」とする。

(小規模保育事業所A型等の設備)

第5条 第3条の規定によりその例によることとされる府令第28条第7号イ（府令第32条及び第48条において準用する場合並びに第33条第7号において引用する場合を含む。）及び第43条第8号イの規定の適用については、これらの規定中「準耐火建築物」とあるのは、「準耐火建築物（保育室等を3階以上に設ける建物にあっては、耐火建築物）」とする。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

理 由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正及び規定方法の見直しに伴い、所要の定めをする必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第26号

船橋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のように制定する。

令和5年2月14日提出

船橋市長 松戸 徹

船橋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

船橋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年船橋市条例第36号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の8の2第1項の規定に基づき、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、法及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号。以下「府令」という。）の例による。

（放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準）

第3条 法第34条の8の2第1項の規定に基づき条例で定める基準は、次条、第5条及び附則第2項に定めるもののほか、府令に定める基準の例による。

（最低基準の向上）

第4条 前条の規定によりその例によることとされる府令第3条第1項の規定の適用については、同項中「その管理に属する法第8条第4項に規定する市町村児童福祉審議会を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者」とあるのは、「船橋市社会福祉審議会条例（平成14年船橋市条例第56号）第1条に規定する船橋市社会福祉審議会」とする。

(職員)

第5条 第3条の規定によりその例によることとされる府令第10条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの又は採用の日から起算して1年以内に修了することを予定しているもの」とする。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成27年4月1日において現に存する府令第5条第5項に規定する放課後児童健全育成事業所のうち、第3条の規定によりその例によることとされる府令第9条第2項に定める基準に適合しないものに係る同項の規定の適用については、当分の間、同項中「おおむね1.65平方メートル以上」とあるのは、「おおむね1.5平方メートル以上」とすることができる。

理 由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正及び規定方法の見直しに伴い、所要の定めをする必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第27号

船橋市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例を次のように制定する。

令和5年2月14日提出

船橋市長 松戸 徹

船橋市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

船橋市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和元年船橋市条例第9号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第21条の5の4第1項第2号、第21条の5の15第3項第1号（法第21条の5の16第4項及び第21条の5の20第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）、第21条の5の17第1項各号並びに第21条の5の19第1項及び第2項の規定に基づき、指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、法及び児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下「府令」という。）の例による。

（指定に係る申請者の資格）

第3条 法第21条の5の15第3項第1号の条例で定める者は、法人とする。ただし、法第6条の2の2第3項に規定する医療型児童発達支援（病院又は診療所により行われるものに限る。）に係る指定については、この限りでない。

（指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準）

第4条 法第21条の5の4第1項第2号、第21条の5の17第1項各号並びに第21

条の5の19第1項及び第2項の規定に基づき条例で定める基準は、次条に定めるもののほか、府令に定める基準の例による。

(非常災害対策)

第5条 前条の規定によりその例によることとされる府令第40条第1項(府令第54条の5、第54条の9、第64条、第71条、第71条の2及び第71条の6において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「従業者」とあるのは、「従業者並びに利用する障害児及びその家族等」とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(船橋市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

2 船橋市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年船橋市条例第64号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(職員の数等の特例) 第89条 多機能型事業所は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員(多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合について、当該事業を行う事業所の利用定員を含む。)の合計が20人未満である場合は、第39条第7項、第52条第7項及び第8項、第59条第7項、第63条第5項並びに第74条第5項(第87条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき職員(多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあつては、 <u>児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第15号。以下「指定通所支援基準」という。)</u> の規定により当該事業を行う事業所に置くべきものとされる職員(指定通所支援基準第5条第1項第2号に規定する児童発達支援管理責任者を除く。)を含むものとし、管理者、医師及びサービス管理責任者を除く。)のうち、1人	(職員の数等の特例) 第89条 多機能型事業所は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員(多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合について、当該事業を行う事業所の利用定員を含む。)の合計が20人未満である場合は、第39条第7項、第52条第7項及び第8項、第59条第7項、第63条第5項並びに第74条第5項(第87条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき職員(多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあつては、 <u>船橋市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(令和元年船橋市条例第9号。以下「指定通所支援基準条例」という。)</u> の規定により当該事業を行う事業所に置くべきものとされる職員(指定通所支援基準条例第6条第1項第2号に規定する児童発達支援管理責任者を除く。)を含むものとし、管理者、医師及びサービス管理責任者を除く。)の

以上は、常勤でなければならないとすることができる。 2及び3（略）	うち、1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。 2及び3（略）
--------------------------------------	---

理 由

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正及び規定方法の見直しに伴い、所要の定めをする等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第28号

船橋市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年2月14日提出

船橋市長 松戸 徹

船橋市印鑑条例の一部を改正する条例

船橋市印鑑条例（昭和50年船橋市条例第10号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(印鑑登録証明の申請及び交付) 第11条（略） 2（略） 3 第1項の規定にかかわらず、登録者は、自ら本市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カード(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第22条第1項の利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。)その他規則で定めるものを使用することにより、印鑑登録証明書の交付を申請することができる。	(印鑑登録証明の申請及び交付) 第11条（略） 2（略） 3 第1項の規定にかかわらず、登録者は、自ら本市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カード(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第22条第1項の利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。)を使用することにより、印鑑登録証明書の交付を申請することができる。

附 則

この条例は、公布の日又はデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）附則第1条第7号に掲げる規定のうち同法第49条の規定の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

理 由

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正に伴い、印鑑登録証明の申請手続について、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第29号

船橋市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年2月14日提出

船橋市長 松 戸 徹

船橋市手数料条例の一部を改正する条例

船橋市手数料条例（昭和36年船橋市条例第11号）の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
別表第3		別表第3	
手数料を徴収する事務	金額(特に定めるものを除き、1件につき)	手数料を徴収する事務	金額(特に定めるものを除き、1件につき)
1～17 (略)	(略)	1～17 (略)	(略)
17の2 建築基準法第52条第6項第3号の規定に基づく建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合に関する特例の認定の申請に対する審査	30,000円		
18～22 (略)	(略)	18～22 (略)	(略)
22の2 建築基準法第55条第3項の規定に基づく建築物の高さ	160,000円		

	に関する特例の許可の申請に対する審査	
23	建築基準法第55条第4項各号の規定に基づく建築物の高さに関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	(略)
24及び25	(略)	(略)
25の2	建築基準法第58条第2項の規定に基づく建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	160,000円
26～36	(略)	(略)
37	建築基準法第85条第6項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査	(略)
38	建築基準法第85条第7項の規定に基づく仮設興行場等の	(略)

23	建築基準法第55条第3項各号の規定に基づく建築物の高さの許可の申請に対する審査	(略)
24及び25	(略)	(略)
26～36	(略)	(略)
37	建築基準法第85条第5項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査	(略)
38	建築基準法第85条第6項の規定に基づく仮設興行場等の	(略)

建築の許可の申請に対する審査	
39 (略)	(略)
40 建築基準法第86条第2項の規定に基づく複数建築物に関する特例の認定の申請に対する審査	建築物(建築等に係る建築物に限る。以下この項において同じ。)の数が1である場合にあっては78,000円、建築物の数が2以上である場合にあっては78,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た金額を加算した金額
41 (略)	(略)
42 建築基準法第86条第4項の規定に基づく複数建築物の各部分の高さ又は延べ面積の敷地面積に対する割合に関する特例の許可の申請に対する審査	建築物(建築等に係る建築物に限る。以下この項において同じ。)の数が1である場合にあっては242,000円、建築物の数が2以上である場合にあっては242,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た金額を加算した金額
43 建築基準法第86条の2第1項の規定に基づく建築物の新築又は増築等の認定の申請に対する審査	建築物(新築又は増築等に係る建築物に限る。以下この項において同じ。)の数が1である場合にあっては78,000円、建築物の数が2以上である場合にあっては78,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た金額を加算した金額
44 建築基準	建築物(新築又は増築等

建築の許可の申請に対する審査	
39 (略)	(略)
40 建築基準法第86条第2項の規定に基づく複数建築物に関する特例の認定の申請に対する審査	建築物(既存建築物を除く。以下この項において同じ。)の数が1である場合にあっては78,000円、建築物の数が2以上である場合にあっては78,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た金額を加算した金額
41 (略)	(略)
42 建築基準法第86条第4項の規定に基づく複数建築物の各部分の高さ又は延べ面積の敷地面積に対する割合に関する特例の許可の申請に対する審査	建築物(既存建築物を除く。以下この項において同じ。)の数が1である場合にあっては242,000円、建築物の数が2以上である場合にあっては242,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た金額を加算した金額
43 建築基準法第86条の2第1項の規定に基づく一敷地内認定建築物以外の建築物の認定の申請に対する審査	建築物(一敷地内認定建築物を除く。以下この項において同じ。)の数が1である場合にあっては78,000円、建築物の数が2以上である場合にあっては78,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た金額を加算した金額
44 建築基準	建築物(一敷地内認定建

<p>法第86条の2第2項の規定に基づく建築物の各部分の高さ又は延べ面積の敷地面積に対する割合の許可の申請に対する審査</p>	<p>に係る建築物に限る。以下この項において同じ。)の数が1である場合にあつては242,000円、建築物の数が2以上である場合にあつては242,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た金額を加算した金額</p>	<p>法第86条の2第2項の規定に基づく<u>一敷地内認定建築物以外</u>の建築物の各部分の高さ又は延べ面積の敷地面積に対する割合の許可の申請に対する審査</p>	<p>建築物を除く。以下この項において同じ。)の数が1である場合にあつては242,000円、建築物の数が2以上である場合にあつては242,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た金額を加算した金額</p>
<p>45 建築基準法第86条の2第3項の規定に基づく<u>建築物の新築又は増築等</u>の許可の申請に対する審査</p>	<p>建築物(新築又は増築等)に係る建築物に限る。以下この項において同じ。)の数が1である場合にあつては242,000円、建築物の数が2以上である場合にあつては242,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た金額を加算した金額</p>	<p>45 建築基準法第86条の2第3項の規定に基づく<u>一敷地内許可建築物以外</u>の<u>建築</u>の許可の申請に対する審査</p>	<p>建築物(一敷地内許可建築物を除く。以下この項において同じ。)の数が1である場合にあつては242,000円、建築物の数が2以上である場合にあつては242,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た金額を加算した金額</p>
<p>46～50 (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>46～50 (略)</p>	<p>(略)</p>
<p>51 建築基準法第87条の3第6項の規定に基づく建築物の用途を変更して一時的に興行場等として使用する場合の許可の申請に対する審査</p>	<p>(略)</p>	<p>51 建築基準法第87条の3第5項の規定に基づく建築物の用途を変更して一時的に興行場等として使用する場合の許可の申請に対する審査</p>	<p>(略)</p>
<p>52 建築基準法第87条の3第7項の規定</p>	<p>(略)</p>	<p>52 建築基準法第87条の3第6項の規定</p>	<p>(略)</p>

に基づく建築物の用途を変更して一時的に特別興行場等として使用する場合の許可の申請に対する審査		に基づく建築物の用途を変更して一時的に特別興行場等として使用する場合の許可の申請に対する審査	
53～65 (略)	(略)	53～65 (略)	(略)
66 狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)第4条第2項の規定に基づく犬の登録(動物の愛護及び管理に関する法律第39条の7第2項の規定の適用がある場合を除く。)	(略)	66 狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)第4条第2項の規定に基づく犬の登録	(略)
67～212 (略)	(略)	67～212 (略)	(略)
213 宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和4年法律第55号)附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅	(略)	213 宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第8条第1項の規定による宅地造成に関する工事の許可の申請に対する審査	(略)

<p>地造成等規制法(昭和36年法律第191号。<u>次項において「旧法」という。</u>)第8条第1項の規定による宅地造成に関する工事の許可の申請に対する審査</p>			
<p>214 <u>旧法</u>第12条第1項の規定による宅地造成に関する工事の計画の変更許可の申請に対する審査</p>	<p>(略)</p>	<p>214 <u>宅地造成等規制法</u>第12条第1項の規定による宅地造成に関する工事の計画の変更許可の申請に対する審査</p>	<p>(略)</p>
<p>215～260の2 (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>215～260の2 (略)</p>	<p>(略)</p>
<p>261 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)第53条第1項の規定による認定の申請に対する審査</p>	<p>1 <u>認定の申請に係る計画に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付した適合証(住宅部分に係る申請にあっては、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評</u></p>	<p>261 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)第53条第1項の規定による認定の申請に対する審査</p>	<p>1 <u>認定の申請に係る計画に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関若しくは住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が交付した適合証又は同法第6条第</u></p>

価機関が交付した適合証)又は同法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書(日本住宅性能表示基準(平成13年国土交通省告示第1346号)に基づく断熱等性能等級5、等級6又は等級7及び一次エネルギー消費量等級6(令和4年10月1日において現に存する建築物の住宅部分(当該住宅部分のうち増築、改築又は修繕等をする部分が、住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する誘導基準及び一次エネルギー消費量に関する誘導基準(令和4年国土交通省告示第1106号)に適合するものに限る。))については、日本住宅性能表示基準に基づく断熱等性能等級4、等級5、等級6又は等級7及び一次エネルギー消費量等級5又は等級6)に適合しているものに限る。))の写し(以下この項において「適合証等」という。))の添付がある場合 建築物の部分の区分に応じ、次に掲げる金額
ア 住宅部分 当該住宅部分の区分に応じ、次に掲げる金

1項に規定する設計住宅性能評価書(日本住宅性能表示基準(平成13年国土交通省告示第1346号)に基づく断熱等性能等級4及び一次エネルギー消費量等級5に適合しているものに限る。))の写し(以下この項において「適合証等」という。))の添付がある場合 申請の対象とする範囲の区分に応じ、次に掲げる金額
ア 住宅の用途に供されている部分を含む建築物(以下この項において「住宅等建築物」という。))における住戸の部分 住戸の数の区分に応じ、次に掲げる金額
(1) 1戸のもの
4,800円
(2) 1戸を超え5戸以内のもの
9,600円
(3) 5戸を超え10戸以内のもの
16,000円
(4) 10戸を超え25戸以内のもの
27,000円
(5) 25戸を超え50戸以内のもの
45,000円
(6) 50戸を超え100戸以内のもの

額		81,000円
(1) 一戸建ての住宅	4,500円	(7) 100戸を超え200戸以内のもの
(2) 共同住宅等		129,000円
床面積の合計の区分に応じ、次に掲げる金額		(8) 200戸を超え300戸以内のもの
(ア) 300平方メートル未満のもの	9,100円	163,000円
(イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	19,000円	(9) 300戸を超えるもの
(ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	43,000円	イ 住宅等建築物における共用部分
(エ) 5,000平方メートル以上のもの	77,000円	床面積の合計の区分に応じ、次に掲げる金額
イ 非住宅部分 当該非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、次に掲げる金額		(1) 300平方メートル以内のもの
(1) 300平方メートル未満のもの	9,100円	9,500円
(2) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	15,000円	(2) 300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの
(3) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	26,000円	27,000円
		(3) 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの
		81,000円
		(4) 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの
		128,000円
		(5) 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの
		162,000円
		(6) 25,000平方メートルを超えるもの
		203,000円

円
(4) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 77,000

円
(5) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 123,000円

(6) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 155,000円

(7) 25,000平方メートル以上のもの 194,000円

2 認定の申請に係る計画に適合証等の添付がない場合 建築物の部分の区分に応じ、次に掲げる金額

ア 住宅部分 認定の申請に係る計画に係る建築物のエネルギー消費性能を評価する方法の区分に応じ、次に掲げる金額

(1) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号)第10条第2号ただし書、イ(1)又はロ(1)による評価を

ウ 建築物における住宅以外の用途に供する部分 床面積の合計の区分に応じ、次に掲げる金額

(1) 300平方メートル以内のもの 9,500円

(2) 300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 15,000

円

(3) 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 25,000円

(4) 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 81,000円

(5) 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 129,000円

(6) 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの 163,000円

(7) 25,000平方メートルを超えるもの 203,000円

2 認定の申請に係る計画に適合証等の添付がない場合 申請の

含む場合 当該
住宅部分の区分
に応じ、次に掲げ
る金額

(ア) 一戸建ての
住宅 床面積
の合計の区分
に応じ、次に掲
げる金額

(i) 200平方メ
ートル未満
のもの
33,000円

(ii) 200平方
メートル以
上のもの
37,000円

(イ) 共同住宅等
床面積の合
計の区分に応
じ、次に掲げる
金額

(i) 300平方メ
ートル未満
のもの
66,000円

(ii) 300平方
メートル以
上2,000平方
メートル未
満のもの
111,000円

(iii) 2,000平
方メートル
以上5,000平
方メートル
未満のもの
190,000円

(iv) 5,000平
方メートル

対象とする範囲の区
分に応じ、次に掲げる
金額

ア 住宅等建築物に
おける住戸の部分
住戸の数の区分
に応じ、次に掲げる
金額

(1) 1戸のもの
34,000円

(2) 1戸を超え5戸
以内のもの
69,000円

(3) 5戸を超え10戸
以内のもの
98,000円

(4) 10戸を超え25
戸以内のもの
138,000円

(5) 25戸を超え50
戸以内のもの
199,000円

(6) 50戸を超え
100戸以内のもの
285,000円

(7) 100戸を超え
200戸以内のもの
386,000円

(8) 200戸を超え
300戸以内のもの
507,000円

(9) 300戸を超える
もの 595,000円

イ 住宅等建築物に
おける共用部分
床面積の合計の
区分に応じ、次に掲
げる金額

(1) 300平方メー
トル以内のもの

以上のもの

272,000円

(2) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ

及びロ(2)による評価の場合

当該住宅部分の区分に応じ、次に掲げる金額

(ア) 一戸建ての住宅 床面積の合計の区分に応じ、次に掲げる金額

(i) 200平方メートル未満のもの

16,000円

(ii) 200平方メートル以上のもの

18,000円

(イ) 共同住宅等 床面積の合計の区分に応じ、次に掲げる金額

(i) 300平方メートル未満のもの

31,000円

(ii) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの

55,000円

(iii) 2,000平方メートルを超えるもの

110,000円

110,000円

(2) 300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの

182,000円

(3) 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの

284,000円

(4) 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの

365,000円

(5) 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの

436,000円

(6) 25,000平方メートルを超えるもの

508,000円

ウ 建築物における住宅以外の用途に供する部分 認定の申請に係る計画に係る建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能を評価する方法の区分に応じ、次に掲げる金額

(1) (2)以外の方法による評価の場合 床面積の合計の区分に応じ、次に掲げる金額

(ア) 300平方メートルを超え500平方メートル以内のもの

110,000円

(イ) 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの

182,000円

(ロ) 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの

284,000円

(ハ) 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの

365,000円

(ニ) 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの

436,000円

(ホ) 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの

436,000円

(ヘ) 25,000平方メートルを超えるもの

508,000円

方メートル
以上5,000平
方メートル
未満のもの
100,000円

(iv) 5,000平
方メートル
以上のもの
151,000円

イ 非住宅部分 認
定の申請に係る計
画に係る建築物の
エネルギー消費性
能を評価する方法
の区分に応じ、次に
掲げる金額

(1) 建築物エネル
ギー消費性能基
準等を定める省
令第10条第1号た
だし書、イ(1)又は
ロ(1)による評価
を含む場合 当
該非住宅部分の
床面積の合計の
区分に応じ、次に
掲げる金額

(ア) 300平方メー
トル未満のも
の 220,000円

(イ) 300平方メー
トル以上1,000
平方メートル
未満のもの
276,000円

(ウ) 1,000平方メ
ートル以上
2,000平方メー
トル未満のも
の 357,000円

トル以内のも
の 244,000円

(イ) 300平方メー
トルを超え
1,000平方メー
トル以内のも
の 276,000円

(ウ) 1,000平方メ
ートルを超え
2,000平方メー
トル以内のも
の 356,000円

(エ) 2,000平方メ
ートルを超え
5,000平方メー
トル以内のも
の 554,000円

(オ) 5,000平方メ
ートルを超え
10,000平方メ
ートル以内の
もの 679,000
円

(カ) 10,000平方
メートルを超
え25,000平方
メートル以内
のもの
801,000円

(キ) 25,000平方
メートルを超
えるもの
914,000円

(2) 建築物エネル
ギー消費性能基
準等を定める省
令(平成28年経済
産業省・国土交通
省令第1号)第1条
第1項第1号口に

(エ) 2,000平方メートル以上
5,000平方メートル未満のもの
509,000円

(オ) 5,000平方メートル以上
10,000平方メートル未満のもの
627,000円

(カ) 10,000平方メートル以上
25,000平方メートル未満のもの
742,000円

(キ) 25,000平方メートル以上
のもの
846,000円

(2) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)による評価の場合
当該非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、次に掲げる金額

(ア) 300平方メートル未満のもの
84,000円

(イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの
107,000円

(ウ) 1,000平方メ

規定する一次エネルギー消費量モデル建築物及び同省令第10条第1号イ(2)に規定する年間熱負荷モデル建築物を用いた評価を含む場合
床面積の合計の区分に応じ、次に掲げる金額

(ア) 300平方メートル以内のもの
84,000円

(イ) 300平方メートルを超え
1,000平方メートル以内のもの
107,000円

(ウ) 1,000平方メートルを超え
2,000平方メートル以内のもの
141,000円

(エ) 2,000平方メートルを超え
5,000平方メートル以内のもの
227,000円

(オ) 5,000平方メートルを超え
10,000平方メートル以内のもの
297,000円

(カ) 10,000平方メートルを超え
25,000平方メートル以内

メートル以上
2,000平方メ
ートル未満の
もの 141,000円
(エ) 2,000平方メ
ートル以上
5,000平方メ
ートル未満の
もの 229,000円
(オ) 5,000平方メ
ートル以上
10,000平方メ
ートル未満の
もの 299,000
円
(カ) 10,000平方
メートル以上
25,000平方メ
ートル未満の
もの 359,000
円
(キ) 25,000平方
メートル以上
の も の
422,000円

(摘要)

- 1 共同住宅等の床面積の合計には、当該建築物の共用部分の床面積を含める。
- 2 住宅部分及び非住宅部分からなる建築物の認定の申請をする場合における手数料の金額は、認定に係る住宅部分及び非住宅部分について、それぞれ該当する区分に応じた金額(住宅部分については、認定に係る

の も の
356,000円
(ク) 25,000平方
メートルを超
える も の
418,000円

(摘要)

- 1 住宅等建築物において、住戸の部分のみの認定の申請をする場合は、一の建築物につき当該申請に係る住戸の数に応じてアに定める金額とする。
- 2 共用部分及び住宅以外の用途に供する部分を含まない住宅等建築物において、建築物全体の認定の申請又は建築物全体及び住戸の部分の認定の申請をする場合は、一の建築物につき住戸の数に応じてアに定める金額とする。
- 3 共用部分を含む住宅等建築物(摘要の5に規定する場合を除く。)において、建築物全体の認定の申請又は建築物全体及び住戸の部分の認定の申請をする場合は、一の建築物につき住戸の数に応じてアに定める金額に、共用部分の床面積の合計に応じてイに定める金額を加算した金額とする。
- 4 住宅の用途及び住宅

建築物の住戸の数が1である場合は一戸建ての住宅と、2以上である場合は共同住宅等とみなしてアに定める金額)を加算した金額とする。

3 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定による申出があった場合の認定の申請の手数料の金額は、表に定める金額に、建築基準法第18条第2項(同法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定による計画の通知の項に掲げる区分に応じ、それぞれ同項金額の欄に定める金額を加算した金額とする。

以外の用途に供されている建築物(摘要の5に規定する場合を除く。)において、建築物全体の認定の申請又は建築物全体及び住戸の部分の認定の申請をする場合は、一の建築物につき住戸の数に応じてアに定める金額に、住宅以外の用途に供されている部分の床面積の合計に応じてウに定める金額を加算した金額とする。

5 住宅の用途及び住宅以外の用途に供されており、かつ、共用部分を含む建築物において、建築物全体の認定の申請又は建築物全体及び住戸の部分の認定の申請をする場合は、一の建築物につき住戸の数に応じてアに定める金額に、共用部分の床面積の合計に応じてイに定める金額及び住宅以外の用途に供されている部分の床面積の合計に応じてウに定める金額を加算した金額とする。

6 住宅以外の用途のみに供されている建築物において、建築物全体の認定の申請をする場合は、一の建築物

			<p>につき当該申請に係る部分の床面積の合計に応じてウに定める金額とする。</p> <p>7 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定による申出があった場合の認定の申請の手数料の金額は、表に定める金額に、建築基準法第18条第2項(同法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定による計画の通知の項に掲げる区分に応じ、それぞれ同項金額の欄に定める金額を加算した金額とする。</p> <p>8 共用部分を計算しない評価方法を用いる場合の認定の申請の手数料の金額は、イに定める金額を加算しない金額とする。</p>
262 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定による変更の認定の申請に対する審査	(略)	(摘要) 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定による申出があった場合の変更の認定の申請の手数料の金額は、都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定による認定の申請の項の摘要の3の規定を準用する。この場合において、同項	262 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定による変更の認定の申請に対する審査
		(略)	(摘要) 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定による申出があった場合の変更の認定の申請の手数料の金額は、都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定による認定の申請の項の摘要の7の規定を準用する。この場合において、同項

	<p>の<u>摘要の3</u>の規定中「認定の申請」とあるのは「変更の認定の申請」と、「表に定める金額」とあるのは「都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定による認定の申請の項に掲げる区分に応じ、それぞれ同項金額の欄に定める金額に2分の1を乗じて得た金額」とする。</p>		<p>の<u>摘要の7</u>の規定中「認定の申請」とあるのは「変更の認定の申請」と、「表に定める金額」とあるのは「都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定による認定の申請の項に掲げる区分に応じ、それぞれ同項金額の欄に定める金額に2分の1を乗じて得た金額」とする。</p>
263～269 (略)	(略)	263～269 (略)	(略)
270 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定による認定の申請に対する審査	<p>1 認定の申請に係る計画に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付した適合証(住宅部分に係る申請にあっては、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が交付した適合証)又は同法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書(日本住宅性能表示基準に基づく断熱等性能等級<u>5</u>、等級6又は等級7及び一次エネルギー消費量等級6(令和4年10月1日において現に存する建築物の住宅部分(当該住宅部分のうち増築、改築又は修繕</p>	270 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定による認定の申請に対する審査	<p>1 認定の申請に係る計画に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付した適合証(住宅部分に係る申請にあっては、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が交付した適合証)又は同法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書(日本住宅性能表示基準に基づく断熱等性能等級4及び一次エネルギー消費量等級5(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の施行の際現に存する建築物の住宅部分については、日本住宅</p>

等をする部分が、住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する誘導基準及び一次エネルギー消費量に関する誘導基準に適合するものに限る。)については、日本住宅性能表示基準に基づく断熱等性能等級4、等級5、等級6又は等級7及び一次エネルギー消費量等級5又は等級6)に適合しているものに限る。)の写し(以下この項において「適合証等」という。)の添付がある場合 建築物の部分の区分に応じ、次に掲げる金額

ア 住宅部分 当該

住宅部分の区分に応じ、次に掲げる金額

(1) 一戸建ての住宅 4,600円

(2) 共同住宅等
床面積の合計の区分に応じ、次に掲げる金額

(ア) 300平方メートル未満のもの 9,100円

(イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 19,000円

(ウ) 2,000平方メ

性能表示基準に基づく一次エネルギー消費量等級4又は等級5)に適合しているものに限る。)の写し(以下この項において「適合証等」という。)の添付がある場合 建築物の部分の区分に応じ、次に掲げる金額

ア 住宅部分 当該

住宅部分の区分に応じ、次に掲げる金額

(1) 一戸建ての住宅 4,600円

(2) 共同住宅等
次に掲げる金額

(ア) 住戸の数の区分に応じ、次に掲げる金額

(i) 4戸以下 9,100円

(ii) 5戸以上15戸以下 19,000円

(iii) 16戸以上45戸以下 43,000円

メートル以上
5,000平方メー
トル未満のも
の 43,000円
(エ) 5,000平方メ
ートル以上の
もの 78,000
円

イ (略)

2 (略)

ア 住宅部分 認定
の申請に係る計画
に係る建築物のエ
ネルギー消費性能
を評価する方法の
区分に応じ、次に掲
げる金額

(1) 建築物エネル
ギー消費性能基
準等を定める省
令第10条第2号た
だし書、イ(1)又は

(iv) 46戸以上
77,000円
(イ) 床面積の合
計の区分に応
じ、次に掲げる
金額
(i) 300平方メ
ートル未満
のもの
9,100円
(ii) 300平方
メートル以
上2,000平方
メートル未
満のもの
19,000円
(iii) 2,000平
方メートル
以上5,000平
方メートル
未満のもの
43,000円
(iv) 5,000平
方メートル
以上のもの
77,000円

イ (略)

2 (略)

ア 住宅部分 当該
住宅部分の区分に
応じ、次に掲げる金
額

(1) 一戸建ての住
宅 床面積の合
計の区分に応じ、
次に掲げる金額

(ア) 200平方メー
トル未満のも
の 33,000円
(イ) 200平方メー

ロ(1)による評価
を含む場合 当
該住宅部分の区
分に応じ、次に掲
げる金額

(ア) 一戸建ての
住宅 床面積
の合計の区分
に応じ、次に掲
げる金額

(i) 200平方メ
ートル未満
のもの
33,000円

(ii) 200平方
メートル以
上のもの
37,000円

(イ) 共同住宅等
床面積の合
計の区分に応
じ、次に掲げる
金額

(i) 300平方メ
ートル未満
のもの
66,000円

(ii) 300平方
メートル以
上2,000平方
メートル未
満のもの
111,000円

(iii) 2,000平
方メートル
以上5,000平
方メートル
未満のもの
188,000円

(iv) 5,000平

トル以上のも
の 37,000円
(2) 共同住宅等
次に掲げる金
額

(ア) 住戸の数の
区分に応じ、次
に掲げる金額

(i) 4戸以下
66,000円

(ii) 5戸以上
15戸以下
111,000円

(iii) 16戸以上
45戸以下
188,000円

(iv) 46戸以上
270,000円

(イ) 床面積の合
計の区分に応
じ、次に掲げる
金額

(i) 300平方メ
ートル未満
のもの
66,000円

(ii) 300平方
メートル以
上2,000平方
メートル未
満のもの
111,000円

(iii) 2,000平
方メートル
以上5,000平
方メートル
未満のもの
188,000円

(iv) 5,000平
方メートル

	<p>方メートル 以上のもの 270,000円</p>	<p>以上のもの 270,000円</p>
	<p>(2) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)による評価の場合 当該住宅部分の区分に応じ、次に掲げる金額</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 床面積の合計の区分に応じ、次に掲げる金額</p> <p>(i) 200平方メートル未満のもの 16,000円</p> <p>(ii) 200平方メートル以上のもの 18,000円</p> <p>(イ) 共同住宅等 床面積の合計の区分に応じ、次に掲げる金額</p> <p>(i) 300平方メートル未満のもの 31,000円</p> <p>(ii) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 55,000円</p>	

(iii) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの
100,000円

(iv) 5,000平方メートル以上のもの
151,000円

イ (略)

(摘要)

1 (略)

2 住宅部分及び非住宅部分からなる建築物の認定の申請をする場合における手数料の金額は、認定に係る住宅部分及び非住宅部分について、それぞれ該当する区分に応じた金額(住宅部分については、認定に係る建築物の住戸の数が1である場合は一戸建ての住宅と、2以上である場合は共同住宅等とみなしてアに定める金額)を加算した金額とする。

イ (略)

(摘要)

1 (略)

2 ア(2)(ア)に規定する手数料については、住戸の認定の申請をする場合についてのみ適用する。

3 住宅部分及び非住宅部分からなる建築物(以下この項において「複合建築物」という。)の認定の申請をする場合における手数料の金額は、認定に係る建築物に存する住宅部分及び非住宅部分について、それぞれ該当する区分に応じた金額を加算した金額とする。

4 複合建築物及び共同住宅等において、建築物全体及び建築物の部分の認定の申請をする場合における手

			数料の金額は、建築物全体の認定の申請の場合により算定した金額とする。
	3及び4 (略)	5及び6 (略)	
271 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定による変更の認定の申請に対する審査	(略) (摘要) 1 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の変更の認定の申請の手数料の金額は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定による認定の申請の項の <u>摘要の3</u> の規定を準用する。この場合において、同項の <u>摘要の3</u> の規定中「認定の申請」とあるのは「変更の認定の申請」と、「建築物」とあるのは「建築物(変更に係る建築物に限る。)」と、「それぞれ表に定める金額」とあるのは「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定による認定の申請の項に掲げる区分に応じ、それぞれ同項金額の欄に定める金額に2分の1を乗じて得た金額(変更の認定の申請に係る計	271 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定による変更の認定の申請に対する審査	(略) (摘要) 1 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の変更の認定の申請の手数料の金額は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定による認定の申請の項の <u>摘要の5</u> の規定を準用する。この場合において、同項の <u>摘要の5</u> の規定中「認定の申請」とあるのは「変更の認定の申請」と、「建築物」とあるのは「建築物(変更に係る建築物に限る。)」と、「それぞれ表に定める金額」とあるのは「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定による認定の申請の項に掲げる区分に応じ、それぞれ同項金額の欄に定める金額に2分の1を乗じて得た金額(変更の認定の申請に係る計

	<p>画に他の建築物を追加する場合には、同欄に定める金額)」とする。</p> <p>2 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第2項の規定による申出があった場合の変更の認定の申請の手数料の金額は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定による認定の申請の項の<u>摘要の4</u>の規定を準用する。この場合において、同項の<u>摘要の4</u>の規定中「認定の申請」とあるのは「変更の認定の申請」と、「表に定める金額」とあるのは「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定による認定の申請の項に掲げる区分に応じ、それぞれ同項金額の欄に定める金額に2分の1を乗じて得た金額」とする。</p>		<p>画に他の建築物を追加する場合には、同欄に定める金額)」とする。</p> <p>2 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第2項の規定による申出があった場合の変更の認定の申請の手数料の金額は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定による認定の申請の項の<u>摘要の6</u>の規定を準用する。この場合において、同項の<u>摘要の6</u>の規定中「認定の申請」とあるのは「変更の認定の申請」と、「表に定める金額」とあるのは「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定による認定の申請の項に掲げる区分に応じ、それぞれ同項金額の欄に定める金額に2分の1を乗じて得た金額」とする。</p>
<p>272 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第41条第1項の規定による認</p>	<p>1 認定の申請に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付した適合</p>	<p>272 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第41条第1項の規定による認</p>	<p>1 認定の申請に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付した適合</p>

定の申請に
対する審査

証(住宅部分に係る申請にあっては、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が交付した適合証)、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第6項に規定する適合判定通知書の写し及び建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項若しくは第18条第18項に規定する検査済証(以下この項において「検査済証」という。)の写し、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項の認定に係る建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号)第25条第2項の通知書の写し及び検査済証の写し、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項に基づく認定に係る都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則(平成24年国土交通省令第86号)第43条第2項の通知書の写し及び検査済証の写し又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条

定の申請に
対する審査

証(住宅部分に係る申請にあっては、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が交付した適合証)、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第6項に規定する適合判定通知書の写し及び建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項若しくは第18条第18項に規定する検査済証(以下この項において「検査済証」という。)の写し、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項の認定に係る建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号)第25条第2項の通知書の写し及び検査済証の写し、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項に基づく認定に係る都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則(平成24年国土交通省令第86号)第43条第2項の通知書の写し及び検査済証の写し又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条

	<p>第3項に規定する建設住宅性能評価書(日本住宅性能表示基準に基づく断熱等性能等級4、等級5、等級6又は等級7及び一次エネルギー消費量等級4、等級5又は等級6(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の施行の際現に存する建築物の住宅部分については、日本住宅性能表示基準に基づく一次エネルギー消費量等級3、等級4又は等級5)に適合しているものに限る。)の写し(以下この項において「適合証等」という。)の添付がある場合</p> <p>建築物の部分の区分に応じ、次に掲げる金額</p> <p>ア及びイ (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(摘要)</p> <p>1及び2 (略)</p>		<p>第3項に規定する建設住宅性能評価書(日本住宅性能表示基準に基づく断熱等性能等級4及び一次エネルギー消費量等級4又は等級5(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の施行の際現に存する建築物の住宅部分については、日本住宅性能表示基準に基づく一次エネルギー消費量等級3、等級4又は等級5)に適合しているものに限る。)の写し(以下この項において「適合証等」という。)の添付がある場合</p> <p>建築物の部分の区分に応じ、次に掲げる金額</p> <p>ア及びイ (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(摘要)</p> <p>1及び2 (略)</p>
273及び274 (略)	(略)	273及び274 (略)	(略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 別表第3の37の項、38の項、51の項及び52の項の改正規定 公布の日

(2) 別表第3の213の項及び214の項の改正規定 令和5年5月26日

(経過措置)

2 改正後の別表第3の261の項及び270の項の規定は、令和5年4月1日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

理 由

建築基準法等の一部改正に伴い、建築物の高さに関する特例の許可の申請等に係る手数料について、所要の改正等を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第30号

船橋市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年2月14日提出

船橋市長 松戸 徹

船橋市営住宅条例の一部を改正する条例

船橋市営住宅条例（平成9年船橋市条例第11号）の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
別表		別表	
名称	位置	名称	位置
(略)	(略)	(略)	(略)
船橋市芝山第一借上公営住宅	船橋市芝山2丁目5番	船橋市芝山第一借上公営住宅	船橋市芝山2丁目5番2棟、5棟、6棟、7棟、8棟、9棟、10棟、11棟、12棟、13棟、15棟
船橋市行田第二借上公営住宅	船橋市行田2丁目2番	船橋市行田第二借上公営住宅	船橋市行田2丁目2番1棟、2棟、3棟、5棟
船橋市行田第三借上公営住宅	船橋市行田3丁目1番	船橋市行田第三借上公営住宅	船橋市行田3丁目1番1棟、4棟、5棟、6棟、7棟、8棟、9棟、11棟、12棟、14棟、15棟
船橋市小室町借上公営住宅	船橋市小室町904番地	船橋市小室町借上公営住宅	船橋市小室町904番地A—4棟、A—5棟
船橋市芝山第二借上公営住宅	船橋市芝山1丁目40番	船橋市芝山第二借上公営住宅	船橋市芝山1丁目40番3棟、5棟、6棟、7棟、8棟
船橋市芝山第三借上公営住宅	船橋市芝山3丁目10番	船橋市芝山第三借上公営住宅	船橋市芝山3丁目10番

上公営住宅 船橋市金杉台第一 借上公営住宅	番 船橋市金杉台1丁目 3番	上公営住宅	番2棟
船橋市金杉台第二 借上公営住宅	船橋市金杉台2丁目 1番		

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年8月1日から施行する。ただし、別表の改正規定（船橋市芝山第一借上公営住宅、船橋市行田第二借上公営住宅、船橋市行田第三借上公営住宅、船橋市小室町借上公営住宅、船橋市芝山第二借上公営住宅及び船橋市芝山第三借上公営住宅に係る部分に限る。）及び次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 改正後の船橋市営住宅条例別表に規定する船橋市金杉台第一借上公営住宅及び船橋市金杉台第二借上公営住宅に係る同条例第8条第2項に規定する市営住宅の入居者の決定の手続その他の行為については、令和5年8月1日前においても行うことができる。

理 由

新たに市営住宅を設置するについて、その名称及び位置を規定する等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第31号

船橋市文化振興基金条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年2月14日提出

船橋市長 松戸 徹

船橋市文化振興基金条例の一部を改正する条例

船橋市文化振興基金条例（平成28年船橋市条例第28号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p><u>(積立て)</u> 第2条 基金として積み立てる額は、一般会計の予算の定めるところによる。</p> <p><u>(運用益金の処理)</u> 第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。</p>	<p><u>(基金の額)</u> 第2条 基金の額は、1億5,000万円とする。 2 必要があるときは、予算の定めるところにより基金に追加して積立てをすることができる。 3 前項の規定により積立てが行われたときは、基金の額は、積立額相当額増加するものとする。</p> <p><u>(運用益金の処理)</u> 第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して文化活動の普及その他の文化の振興を図るための事業に要する経費に充てるものとする。</p>

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

理 由

文化振興基金の運用を変更するため、基金の額及び運用益金の処理について、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第32号

船橋市博物館条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年2月14日提出

船橋市長 松 戸 徹

船橋市博物館条例の一部を改正する条例

船橋市博物館条例（平成12年船橋市条例第48号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(趣旨) 第1条 この条例は、博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項に規定する博物館の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。 (博物館協議会) 第8条 博物館法第23条第1項の規定により、船橋市博物館協議会(以下「協議会」という。)を置く。 2～4 (略)	(趣旨) 第1条 この条例は、博物館法(昭和26年法律第285号)第18条の規定に基づき、博物館の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。 (博物館協議会) 第8条 博物館法第20条第1項の規定により、船橋市博物館協議会(以下「協議会」という。)を置く。 2～4 (略)

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

理 由

博物館法の一部改正に伴い、規定の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第33号

和解について

交通事故による損害賠償請求について、次のとおり和解する。

令和5年2月14日提出

船橋市長 松 戸 徹

記

1 相手方

船橋市在住 A

2 要旨

- (1) 相手方は船橋市に対し、損害賠償金として9,078,815円を支払う。
- (2) (1)による損害賠償金のほか、当事者間には何らの債権債務のないことを相互に確認する。

理 由

交通事故による損害賠償請求について、和解するに当たり、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を得る必要がある。

議案第34号

包括外部監査契約の締結について

包括外部監査契約を次のとおり締結する。

令和5年2月14日提出

船橋市長 松 戸 徹

記

- | | |
|-----------|--|
| 1 契約の目的 | 当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告 |
| 2 契約の始期 | 令和5年4月1日 |
| 3 契約の金額 | 14,000,000円を上限とする額 |
| 4 費用の支払方法 | 監査の結果に関する報告提出後に支払うものとする。ただし、契約の金額の範囲内で概算払をすることができるものとする。 |
| 5 契約の相手方 | 住所 東京都墨田区八広3丁目4番14号
氏名 松 原 創
資格 公認会計士 |

理 由

包括外部監査契約の締結について、地方自治法第252条の36第1項の規定により議会の議決を得る必要がある。

議案第 35 号

市道の路線認定及び変更について

市道の路線を次のとおり認定及び変更する。

令和 5 年 2 月 14 日提出

船橋市長 松 戸 徹

認定

路線番号	起 点	終 点	路 線 内 訳		備 考
			巾 員 m	延 長 m	
00-077	本町 7 丁目 1016-8	本町 1 丁目 470-1	19.00 40.00	0	未供用 864.00m
37-149	高根町 193-7	高根町 622-1	5.50 5.50	131.36	
39-024	東町 750-2	東町 710-8	6.00 6.50	120.96	
49-052	二宮 1 丁目 616-13	二宮 1 丁目 617-41	17.00 17.00	0	未供用 41.27m
66-106	二和西 2 丁目 96-3	二和西 2 丁目 96-15	6.00 6.00	90.91	
67-073	咲が丘 3 丁目 639-96	咲が丘 3 丁目 639-89	6.00 6.00	106.51	
67-074	咲が丘 3 丁目 639-11	咲が丘 3 丁目 639-70	6.00 6.00	326.91	
67-075	咲が丘 3 丁目 639-61	咲が丘 3 丁目 639-56	6.00 6.00	58.38	
合 計				835.03	

変更

路線番号	起 点	終 点	路 線 内 訳		備 考
			巾 員 m	延 長 m	
00-027	前原東 4 丁目 743-1	飯山満町 2 丁目 621-8	5.11 22.96	993.76	変更前
00-027	前原東 4 丁目 743-1	飯山満町 2 丁目 760-1	12.91 24.94	830.29	変更後 一部未供用 408.29m
				△ 163.47	
合 計				△ 163.47	

理 由

市道の路線認定及び変更について、道路法第 8 条第 2 項及び第 10 条第 3 項の規定により議会の議決を得る必要がある。

議案第36号

農業委員会委員任命の同意を求めることについて

農業委員会委員は、令和5年7月19日をもって任期が満了するので、藤平 尚志を新たに委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和5年2月14日提出

船橋市長 松 戸 徹

議案第37号

農業委員会委員任命の同意を求めることについて

農業委員会委員は、令和5年7月19日をもって任期が満了するので、宍倉 由紀雄を新たに委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和5年2月14日提出

船橋市長 松 戸 徹

議案第38号

農業委員会委員任命の同意を求めることについて

農業委員会委員は、令和5年7月19日をもって任期が満了するので、金子 しのぶを新たに委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和5年2月14日提出

船橋市長 松 戸 徹

議案第39号

農業委員会委員任命の同意を求めることについて

農業委員会委員は、令和5年7月19日をもって任期が満了するので、藤家 雅子を新たに委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和5年2月14日提出

船橋市長 松 戸 徹

議案第40号

農業委員会委員任命の同意を求めることについて

農業委員会委員は、令和5年7月19日をもって任期が満了するので、平野 惠昭を新たに委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和5年2月14日提出

船橋市長 松 戸 徹

議案第41号

農業委員会委員任命の同意を求めることについて

農業委員会委員は、令和5年7月19日をもって任期が満了するので、長嶋 雄一を新たに委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和5年2月14日提出

船橋市長 松 戸 徹

議案第42号

農業委員会委員任命の同意を求めることについて

農業委員会委員は、令和5年7月19日をもって任期が満了するので、小川 晃を引き続き委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和5年2月14日提出

船橋市長 松 戸 徹

議案第43号

農業委員会委員任命の同意を求めることについて

農業委員会委員は、令和5年7月19日をもって任期が満了するので、齋藤 教子を引き続き委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和5年2月14日提出

船橋市長 松 戸 徹

議案第44号

農業委員会委員任命の同意を求めることについて

農業委員会委員は、令和5年7月19日をもって任期が満了するので、石山 幸男を引き続き委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和5年2月14日提出

船橋市長 松 戸 徹

議案第45号

農業委員会委員任命の同意を求めることについて

農業委員会委員は、令和5年7月19日をもって任期が満了するので、高橋 光一を引き続き委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和5年2月14日提出

船橋市長 松 戸 徹

議案第46号

農業委員会委員任命の同意を求めることについて

農業委員会委員は、令和5年7月19日をもって任期が満了するので、豊田 豊を引き続き委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和5年2月14日提出

船橋市長 松 戸 徹

議案第47号

農業委員会委員任命の同意を求めることについて

農業委員会委員は、令和5年7月19日をもって任期が満了するので、藤城 孝義を引き続き委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和5年2月14日提出

船橋市長 松 戸 徹

議案第48号

農業委員会委員任命の同意を求めることについて

農業委員会委員は、令和5年7月19日をもって任期が満了するので、岡庭 一美を引き続き委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和5年2月14日提出

船橋市長 松 戸 徹

議案第49号

農業委員会委員任命の同意を求めることについて

農業委員会委員は、令和5年7月19日をもって任期が満了するので、神山 茂樹を引き続き委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和5年2月14日提出

船橋市長 松 戸 徹

議案第50号

船橋市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年2月14日提出

船橋市長 松戸 徹

船橋市国民健康保険条例の一部を改正する条例

船橋市国民健康保険条例（昭和47年船橋市条例第16号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(出産育児一時金)</p> <p>第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>488,000円</u>を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(後期高齢者支援金等賦課限度額)</p> <p>第16条の2の8 第16条の2の2又は第16条の2の5の後期高齢者支援金等賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第16条の2の2の後期高齢者支援金等賦課額と第16条の2の5の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第19条及び第20条第1項において同じ。)は、<u>22万円</u>を超えることができない。</p> <p>(低所得者の保険料の減額)</p> <p>第20条 (各号列記以外の部分略)</p>	<p>(出産育児一時金)</p> <p>第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>408,000円</u>を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(後期高齢者支援金等賦課限度額)</p> <p>第16条の2の8 第16条の2の2又は第16条の2の5の後期高齢者支援金等賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第16条の2の2の後期高齢者支援金等賦課額と第16条の2の5の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第19条及び第20条第1項において同じ。)は、<u>20万円</u>を超えることができない。</p> <p>(低所得者の保険料の減額)</p> <p>第20条 (各号列記以外の部分略)</p>

- (1) (略)
- (2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に29万円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって、前号に該当する者以外の者 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額
- (3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に535,000円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外の者 当該年度分の基礎

- (1) (略)
- (2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に285,000円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって、前号に該当する者以外の者 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額
- (3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に52万円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外の者 当該年度分の基礎賦課

<p>賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額</p> <p>2 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第12条又は第15条」とあるのは「第16条の2の2又は第16条の2の5」と、「65万円」とあるのは「<u>22万円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(特例対象被保険者等に係る届出)</p> <p>第28条の3 (略)</p> <p>2 前項に規定する届出は、特例対象被保険者等の雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第17条の2第1項第1号に規定する雇用保険受給資格者証又は同省令第19条第3項に規定する雇用保険受給資格通知の提示を求められた場合においては、これを提示して行わなければならない。</p>	<p>額の被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額</p> <p>2 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第12条又は第15条」とあるのは「第16条の2の2又は第16条の2の5」と、「65万円」とあるのは「<u>20万円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(特例対象被保険者等に係る届出)</p> <p>第28条の3 (略)</p> <p>2 前項に規定する届出は、特例対象被保険者等の雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第17条の2第1項第1号に規定する雇用保険受給資格者証を提示して行わなければならない。</p>
---	---

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第6条第1項の規定は、令和5年4月1日以後に出産した被保険者に係る出産育児一時金について適用し、同日前に出産した被保険者に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。

3 改正後の第16条の2の8並びに第20条第1項及び第2項の規定は、令和5年度以後の年度分の保険料について適用し、令和4年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

理 由

健康保険法施行令の一部改正にならい、出産育児一時金の額について、所要の改正を行うとともに、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、後期高齢者支援金等賦課限度額及び保険料の減額の算定方法等について、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第51号

損害賠償の額の決定及び和解について

転落事故による損害賠償請求について、次のとおり損害賠償の額を定め、和解する。

令和5年2月14日提出

船橋市長 松 戸 徹

記

1 相手方

船橋市在住 B

船橋市在住 Bの保護者（父）

船橋市在住 Bの保護者（母）

2 要旨

(1) 損害賠償の額は、3,944,416円とする。

(2) (1)による損害賠償金のほか、当事者間には何らの債権債務のないことを相互に確認する。

理 由

転落事故による損害賠償請求について、損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により議会の議決を得る必要がある。

諮問第1号

人権擁護委員の候補者推薦について

人権擁護委員米原 仁子は、令和5年6月30日をもって任期が満了するので、法務大臣に対し、引き続き同人を委員の候補者として推薦したいから、議会の意見を問う。

令和5年2月14日提出

船橋市長 松 戸 徹

諮問第2号

人権擁護委員の候補者推薦について

人権擁護委員山本 稔は、令和5年6月30日をもって任期が満了するので、法務大臣に対し、引き続き同人を委員の候補者として推薦したいから、議会の意見を問う。

令和5年2月14日提出

船橋市長 松 戸 徹

諮問第3号

人権擁護委員の候補者推薦について

人権擁護委員渡辺 徹は、令和5年6月30日をもって任期が満了するので、法務大臣に対し、引き続き同人を委員の候補者として推薦したいから、議会の意見を問う。

令和5年2月14日提出

船橋市長 松 戸 徹